

平成31年4月21日執行  
芦屋市議会議員選挙  
芦屋市長選挙

## 候補者のしおり

芦屋市選挙管理委員会  
電話 38-2100  
FAX 38-2174

## は し が き

芦屋市議会議員選挙及び芦屋市長選挙に立候補される皆様の参考資料として、この「候補者のしおり」を作成しました。

このしおりは、このたびの選挙を通じて、候補者として行わなければならない各種の届出又は選挙の公営に関する申請及び留意事項並びに選挙運動に関する参考事項などについて簡単に記述したものでありますが、もとより、これをもって十分とはいえません。各所で根拠法令を( )書きで掲げていますので、公職選挙法等法令をよくご理解いただいたうえで、ご活用くだされば幸甚でございます。

なお、内容等に疑問の点がありましたら、当委員会へお問い合わせください。

平成31年2月

芦屋市選挙管理委員会

## <凡例>

根拠法令の表現については、次の略語によります。

- 法 … 公職選挙法（昭和25年法律第100号）  
令 … 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）  
規 … 公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）  
臨特法 … 地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律（平成30年法律第101号）  
臨特令 … 地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成30年政令第336号）  
規正法 … 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）  
市規 … 公職選挙法等に基づく執行規程（昭和46年芦屋市選挙管理委員会告示第5号）  
郵規 … 公職選挙郵便規則（昭和25年郵政省令第4号）  
郵告 … 公職選挙郵便規則（昭和25年郵政省令第4号）第2条第1項の規定に基づき公職の候補者に対し通常葉書を交付する支店及び同令第3条の2第1項の規定に基づき政党その他の団体に対し通常葉書を販売する支店（平成20年郵便事業株式会社公告）  
公営条 … 芦屋市議会議員及び芦屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成6年芦屋市条例第15号）  
公報条 … 芦屋市議会議員及び芦屋市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成6年芦屋市条例第16号）  
ビラ条 … 芦屋市議会議員及び芦屋市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成19年芦屋市条例第21号）

根拠法令の表現は、次の例によります。

〔例〕	法	164の8	③	-5
	⋮	⋮	⋮	⋮
	略語	条	項	号



# 目 次

## 第1部 届出関係参考事項

第1 総括的事項	1
1 選挙の主な日程等	1
2 選挙長及び同職務代理者の氏名等	1
3 選挙に関する届出等の時間	1
第2 候補者となるためには	2
1 候補者としての資格	2
2 立候補の方法	2
3 通称の使用	4
4 立候補と同時にお渡しする証明書等	5
5 候補者の申請に応じて交付する証明書等	5
6 立候補届記載例（本人届出）	6
7 立候補届記載例（推薦届出）	7
8 候補者推薦届出承諾書記載例	8
9 宣誓書記載例	9
10 供託書記載例（本人届出）	10
11 供託書記載例（推薦届出）	11
12 通称認定申請書記載例	12
第3 候補者となってからの届出・申請等	13
1 届出等の種類及び時期	13
2 届出等の方法	13
第4 選挙運動用各種表示等の再交付	19
第5 選挙運動の費用	20
1 選挙運動費用の最高制限額	20
2 出納責任者の職務	20
3 支出金額の最高額の決定	20
4 会計帳簿の整備	21
5 会計帳簿の記載要領	21
6 収支報告書の記載及び提出	22
7 収支報告書の添付書類	23
8 選挙運動費用とみなされない支出	23
9 選挙運動に従事する者に支給できる実費弁償，選挙運動のために使用する 労務者の報酬及び実費弁償等	25
10 帳簿及び書類の保存	26
11 会社，労働組合等の寄附の禁止	26
【別記】	
1 会計帳簿記載例	27
2 収支報告書記載例	30

## 第2部 選挙公報掲載文原稿記載上の注意事項

1 提出する写真について	41
2 原稿用紙の用い方	41
3 掲載文の書き方	41
4 その他	42

## 第3部 選挙運動参考事項

選挙執行に関する主な日程	43
供託	44
供託物の没収	44
法定得票数	44
選挙事務所	44
選挙運動用自動車	44
拡声機	45
頒布することができる文書図画	45
通常葉書	45
選挙運動用ビラ	45
ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布	46
電子メールを利用する方法による文書図画の頒布	46
選挙運動のための有料インターネット広告	47
掲示することができる文書図画	48
選挙運動用ポスター	49
ポスター掲示場	49
新聞広告	49
個人演説会	49
街頭演説	50
連呼行為	50
演説・連呼行為禁止の場所	50
選挙公報	50
選挙運動で禁止される行為	51
選挙運動が制限される者	51
飲食物の提供	51
選挙運動に従事する者等に対する実費弁償及び報酬の支給	52

## 第4部 政治活動参考事項

規制される団体	53
規制される区域	53
規制される期間	53
規制される政治活動	53
規制の解除	53
選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去	53
確認団体の意義	53

確認団体申請手続等	54
政談演説会	54
街頭政談演説	54
政治活動用自動車	55
拡声機	55
政治活動用ポスター	55
立札看板の類の掲示	55
ビラ（これに類する文書図画を含む）の頒布	56
連呼行為	56
掲示又は頒布する文書図画における特定候補者の氏名等の掲示	56
確認団体による政治活動用インターネット有料広告	56
機関紙誌における選挙に関する報道評論	57
公共施設における文書図画の頒布	57

## 第5部 資料

個人演説会指定施設	59
-----------	----





## 第1部 届出関係参考事項



# 第1 総括的事項

## 1 選挙の主な日程等

- (1) 告 示 日 4月14日(日)  
選挙期日の告示によって立候補の届出の受付が始まり、その後に選挙運動が開始されます。
- (2) 立候補届出締切 4月14日(日)  
午後5時をもって立候補の届出の受付が締切られます。立候補の辞退もこの後はできません。
- (3) 補充立候補届出期限 4月18日(木)  
(2)の期日に届出のあった候補者が当該選挙区の定数を超える場合において、その期日が経過した後候補者が死亡し又は候補者を辞退したとみなされた人があるときは、4月18日(木)の午後5時まで補充立候補の受付を行います。
- (4) 投 票 日 4月21日(日)  
午前7時から午後8時までの間に投票が行われます。
- (5) 選挙会(開票) 4月21日(日)  
投票日当日の午後9時から精道小学校体育館で行います。
- (6) 当 選 人 告 示 4月21日(日)又は4月22日(月)  
市役所前の掲示板に掲示して行います。
- (7) 当選証書の付与 4月22日(月)  
午後1時30分から市役所(議場)で行います。
- (8) 供託証書の返還開始 5月8日(水)
- (9) 任 期 2019年6月11日～2023年4月30日  
特例法により、任期が短縮されています。

## 2 選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者の氏名並びに職務を行う場所

- (1) 選挙長 門 信雄
- (2) 選挙長職務代理者 高嶋 修
- (3) 職務を行う場所
- ① 午前8時30分から午前11時まで 芦屋市役所南館4階 大会議室
- ② 午前11時～午後5時まで 芦屋市役所南館4階 選挙管理委員会室

## 3 選挙に関する届出等の時間

候補者等が行う届出等については、すべて午前8時30分から午後5時までとなっており、午後5時を過ぎるとどのような事情があっても受け付けられませんので、特に期日の指定がある届出等については注意してください。

なお、定められた届出等を忘れていたり、遅らせたりしたことによって公職選挙法違反等の罪に問われる場合もありますので、選挙運動関係者に対しても十分徹底しておいてください。

## 第2 候補者となるためには

### 1 候補者としての資格

#### (1) 被選挙権があること

- ア 市長選挙 日本国民で、年齢満25年以上の者
- イ 市議会議員選挙 日本国民で芦屋市に3か月以上住所を有し、年齢が満25年以上の者
- ウ 次の欠格事項に該当しない者

#### (欠格事項)

- ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者
- ② 禁固以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- ③ 公職にある間に犯した収賄罪等又は公職者あつせん利得の罪により刑に処せられ、実刑期間とその後の10年を経過しない者、その刑の執行の免除を受けた日から10年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者
- ④ 選挙犯罪により禁固以上の刑に処せられ執行猶予中の者及び被選挙権停止中の者
- ⑤ 政治資金規正法違反により同法第28条の規定により被選挙権停止中の者

#### (2) 重複立候補の禁止

この選挙において公職の候補者となった者は、同時に他の選挙の公職の候補者となることはできません。

#### (3) 連座制による立候補の制限

総括主宰者、出納責任者、地域主宰者、候補者又は立候補予定者の親族、秘書、組織的選挙運動管理者等が買収罪等を犯し、一定以上の罪に処せられた場合は、連座により、候補者の当選が無効となるとともに、連座裁判確定等の時から5年間、同じ選挙で同一の選挙区から立候補できないことがあります。

#### (4) 選挙事務関係者及び立候補制限のある公務員でないこと

投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中その関係区域内で候補者となることができません。また、国家公務員又は地方公務員は、一部の例外を除き、現職のまま立候補することはできません。これらの者が立候補すれば、直ちにその公務員を辞したものとみなされます。

### 2 立候補の方法

#### (1) 届出の方法

立候補の方法としては、候補者になろうとする者自身の名によって届け出る方法（本人届出）と、他人を候補者にしようとする者が届け出る方法（推薦届出）とがありますが、いずれも4月14日（日）午後5時までには郵便等によることなく文書で選挙長に届け出なければ

ばなりません。

## (2) 届出に必要な書類

届出は、次の書類に必要な事項を記載のうえ、添付書類を添えて期限までに提出していただきます。

- ① 候補者届出書（本人届出）又は候補者届出書（推薦届）
- ② 供託証明書
- ③ 宣誓書
- ④ 所属党派証明書（無所属の候補者については必要ありません。）
- ⑤ 戸籍謄本又は抄本（最近のもの）
- ⑥ 通称認定申請書（通称使用を希望しない場合は必要ありません。）
- ⑦ 経歴調書

(注) 推薦届出の場合は、このほかに候補者推薦届出承諾書、当該推薦届出者の選挙人名簿登録証明書が必要です。

## (3) 届出までに準備が必要な書類（候補者届の添付書類となります。）

- ① 供託証明書 市長選挙は、現金100万円又は額面100万円の国債証書、市議会議員選挙は、現金30万円又は額面30万円の国債証書を候補者名義（戸籍名）で、また、推薦届出の場合は、推薦届出者名義で供託することが必要です。

### 【供託事務を取り扱う場所】

西宮市浜町7-35 西宮地方合同庁舎

神戸地方法務局西宮支局（Tel0798-26-0061）

- ② 所属党派証明書 政党又は政治団体の証明書は、証明権者の証明したものでなければなりません。無所属の候補者については必要ありません。

(例) 公明党 公明党代表  
社会民主党 兵庫県連合代表  
自由民主党 兵庫県支部連合会会長  
日本維新の会 日本維新の会代表  
日本共産党 兵庫県委員会委員長  
その他の政党・政治団体 当該政党・政治団体の代表者

- ③ 戸籍謄本又は戸籍抄本（最近のもの）
- ④ 住民票の写し（最近のもの。ただし、予備審査を受けられる方は提出不要です。）

## (4) 届出書等の記載要領

記載要領は記載例（P. 6～12）のとおりですが、記載にあたっては楷書で正確に書いてください。

## (5) 立候補届出の受付

- ① 受付期日 4月14日(日)  
(注) 補充立候補については「選挙の主な日程」(P. 1)を参照してください。
- ② 受付場所 選挙長の職務を行う場所  
ア 午前8時30分～午前11時 芦屋市役所南館4階 大会議室

イ 午前11時～午後5時 芦屋市役所南館4階 選挙管理委員会室

③ 受付要領 4月14日（日）の午前8時までに来られた届出者に限り、次の要領でくじにより受付順序を定めて行いますが、この後は到着順に受け付けます。

ア 受付順序を定めるくじを引く順序を定めるくじ

4月14日（日）の午前8時に、受付順序を定めるくじを引く順序を定めるくじを行いますから、このくじに参加される届出者は4月14日（日）の午前8時までに前記受付場所にお越しください。

イ 受付順序を定めるくじ

アによってくじを引く順序が定まりますと、引き続きその順序によって、受付順序を定めるくじを引いていただきます。

ウ 立候補届出の受付

イによって受付順序が決まりますと、午前8時30分からこの順序によって立候補届出の受付を開始します。

したがって、4月14日（日）の午前8時までにお越しにならなかった方は、くじを引いた方々の受付終了後にその到着順序によって受付を行うこととなります。

エ 候補者の届出書に押した印鑑を当日必ず持参してください。

### 3 通称の使用

立候補の届出は戸籍簿に記載された氏名（以下「本名」という。）により行っていただくこととなりますが、選挙長の認定を受けますと、立候補届出の告示や公営で行う選挙運動の際に、本名に代えて一般に広く通用している通称を使用することができます。

この場合は、通称認定申請書を候補者の届出書に添えて選挙長に提出し、認定書の交付を受けてください。

(1) 通称とは

一般に広く通用している呼び名のことですが、戸籍簿記載の字を使ったもの（濱→浜，國→国等，常用漢字表等で通用字体とされている字体に改めたり，誤字，俗字を正字に改める場合を除く。）以外はすべて通称として取り扱われます。例えば，漢字の氏名をかな書きとする場合も通称となります。

(2) 通称の認定申請

候補者届出書に通称認定申請書を添えて提出（立候補届出後の申請は認められません。）していただきますが，その通称が本名にかわるものとして広く通用しているものであることを説明し，かつ，そのことを証するに足る資料（郵便物，出版物等）を提示していただかなければなりません。ただし，漢字の読みにしたがってかな書きにする場合は，資料の提示は不要です。

なお，通称使用を予定されている場合は，予備審査の時に資料等を提示のうえご相談ください。

(3) 通称を使用するもの

- ① 立候補届出等の告示
- ② 選挙公報
- ③ 新聞広告

④ 投票記載所及び期日前（不在者）投票記載場所の氏名掲示

※通称使用の認定を受けた場合は、上記のものすべてについて通称が使用されることになり、一部のものについてのみ使用することはできません。なお、当選の告知、告示及び当選証書等は本名により行います。

#### 4 立候補と同時に申し渡す証明書等

(名 称)	(数)
(1) 街頭演説用標旗	1 流
(2) 選挙運動用自動車又は船舶の表示	1 枚
(3) 選挙運動用拡声機の表示	1 枚
(4) 選挙運動員（乗車・船）用腕章	4 枚
(5) 選挙運動員（街頭演説）用腕章	11 枚
(6) 新聞広告掲載証明書	2 枚
(7) 候補者用通常葉書使用証明書	1 枚
(8) 選挙運動用通常葉書差出票	
・市長選挙	40 枚
・市議会議員選挙	10 枚

- (注) ① 1～8までは法定交付物件ですから受領と同時にその場で確認してください。後で不足がある旨、申し出ても再交付しません。
- ② 標旗、腕章等はすべて候補者において氏名を記入してください。
- ③ 街頭演説標旗の大きさは、縦約100cm×横約35cmです。これを支持するポール等は、候補者でご用意ください。

#### 5 候補者の申請に応じて交付する証明書等

(1) 選挙運動用自動車燃料代確認書	必要枚数
(2) 選挙運動用ポスター作成枚数確認書	必要枚数
(3) 選挙運動用ビラ作成枚数確認書	必要枚数

#### 6 立候補届出書類の予備審査

当日の受付事務をスムーズに行うため、あらかじめ届出書類の予備審査を3月18日(月)～3月20日(水)に行いますので、届出書類の正本と届出書類に用いた印鑑をお持ちになって市役所南館4階第1委員会室までお越しください。

## <記載例>

氏名は戸籍謄本又は抄本のとおり記載してください。ただし、対応する常用漢字があるときは常用漢字で記載して差し支えありません。

(例：藏－蔵 濱－浜 澤－沢)

選挙長	局長	次長	書記	午前	時 分受付
				午後	

### 芦屋市議会議員選挙

### 候補者届(本人届出)

### 芦屋市長選挙

平成31年4月14日

芦屋市議会議員選挙  
芦屋市長選挙  
選挙長 門 信 雄 様

立候補届出当日はここに押印した印鑑をお持ちになってください。

氏名 当選大吉 (印)

次のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

ふりがなは平仮名で記載してください。

氏名は戸籍簿記載のとおりに記載してください。ただし、常用漢字表等で通用字体とされている字体に改めたり、誤字、俗字を正字に改めて記載して差し支えありません。  
(例：藏－蔵 濱－浜 澤－沢)

ふりがな 候補者	とうせんだいきち 当選大吉	性別	男・女
本籍	兵庫県芦屋市精道町93番地		
住所	兵庫県芦屋市精道町7番6号		
生年月日	昭和〇年〇月〇日(満〇歳)		
党派	〇〇党	職業	〇〇工業(株)社長
一のウェブサイト等のアドレス	http://××××××××		
選挙	平成31年4月21日執行 芦屋市議会議員選挙 芦屋市長選挙		
添付書類	1 供託証明書 2 宣誓書 3 所属党派(政治団体)証明書 4 戸籍の謄本又は抄本		

戸籍謄本又は抄本の記載と一致します。

住民票の記載と一致します。

県名から記載してください。又、「7-6」と記載せず「番」「号」を明記してください。

選挙期日における満年齢です。

会社社長、団体職員政党役員などと省略せずに具体的な名称を記載してください。職業が2以上ある場合はそのうち主なるものを1つ記載してください。また、兼職を禁止又は兼業禁止の関係にある者はその職等記載してください。

政党その他の政治団体の所属党派証明書を有しない場合は「無所属」と記載してください。

選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができます。



<記載例>

選挙長	局長	次長	書記	午前	時 分受付
				午後	

芦屋市議会議員選挙

候補者届(推薦届出)

芦屋市長選挙

立候補届出当日はここに押印した印鑑をお持ちになしてください。

平成31年4月14日

芦屋市議会議員選挙  
芦屋市長選挙  
選挙長 門 信 雄 様

推薦届出者 住 所 芦屋市〇〇町〇番〇号.....  
氏 名 〇〇〇〇.....  
生年月日 昭〇〇年〇月〇〇日.....

推薦届出者 住 所.....  
氏 名.....  
生年月日.....

次のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

氏名は戸籍簿記載のとおりに記載してください。ただし、常用漢字表等で通用字体とされている字体に改めたり、誤字、俗字を正字に改めて記載して差し支えありません。  
(例：藏－蔵 濱－浜 澤－沢)

政党その他の政治団体の所属党派証明書を有しない場合は「無所属」と記載してください。

選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができます。

ふりがな 候補者	とうせんだいきち 当選大吉	性別	男・女
本 籍	兵庫県芦屋市精道町 93 番地		
住 所	兵庫県芦屋市精道町 7 番 6 号		
生 年 月 日	昭和〇年〇月〇日 (満〇歳)		
党 派	〇 〇 党	職 業	〇〇工業(株)社長
一のウェブサイト等のアドレス	http://××××××××		
選 挙	芦屋市議会議員選挙 平成31年4月21日執行 芦屋市長選挙		
添付書類	1 候補者の承諾書                      4 宣誓書 2 選挙人名簿登録証明書              5 所属党派(政治団体)証明書 3 供託証明書                            6 戸籍の謄本又は抄本		

ふりがなは平仮名で記載してください。

戸籍謄本又は抄本の記載と一致します。

住民票の記載と一致します。

県名から記載してください。又、「7-6」と記載せず「番」「号」を明記してください。

選挙期日における満年齢です。

会社社長、団体職員政党役員などと省略せずに具体的な名称を記載してください。職業が2以上ある場合はそのうち主なものを1つきさいしてください。また、兼職を禁止又は兼業禁止の関係にある者はその職等記載してください。

<記載例>

## 候補者推薦届出承諾書

私は、平成31年4月21日執行の<sup>芦屋市議会議員選挙</sup>、<sub>芦屋市長選挙</sub>において候補者となることを承諾します。

平成31年4月14日

推薦届出者.....様

住 所.....号

候補者氏名.....

---


## 選挙人名簿登録証明書

住 所 兵庫県芦屋市.....号

氏 名.....

上記の者は、本市において平成31年4月13日現在における選挙人名簿に登録されていることを証明します。

平成31年 月 日

芦屋市選挙管理委員会  
委員長 門 信 雄 

<記載例>

# 宣 誓 書

私は、公職選挙法第86条の8（被選挙権のない者等の立候補の禁止）第1項、第87条（重複立候補の禁止）第1項、第251条の2（総括主催者等の選挙犯罪による連座制）又は第251条の3（組織的選挙運動管理者等選挙犯罪による連座制）の規定により平成31年4月21日執行の芦屋市〇〇選挙において候補者となることができない者でないことを誓います。

平成31年4月14日

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

候補者氏名 当 選 大 吉 ㊟

第5-(8)市議会議員選挙供託(金銭)

第四号様式(第13条第1項関係)その他の金銭供託の供託書

<記載例>

本人届出の場合

供託書・OCR用 (雑)		(注) 黒色のボールペン、インクを用いて記載してください。		<input type="checkbox"/> 字加入	<input type="checkbox"/> 字削除	係員印	受付	調査	記録	頁 /	(第4号様式 印供第34号)
申請年月日	平成31年〇月〇日	申請する日を 記載	供託カード番号 ( )	法令条項		公職選挙法第92条第1項					
供託所の表示	神戸地方法務局西宮支局		カードご利用の方は記入してください。								
供託者の 住所 氏名	住所 〒659-〇〇〇〇	住所は、立候補届出書と同じ									
	兵庫県芦屋市〇〇町〇番〇-〇〇〇号										
代表者等又は代理人住所氏名	氏名・法人名等	戸籍名を記載									
	当 選 大 吉										
被供託者の 住所 氏名	住所	<input type="checkbox"/> 別添のとおり ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。									
	氏名・法人名等	<input type="checkbox"/> 供託通知書の発送を請求する。									
兵 庫 県 芦 屋 市											
供託金額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円										
	¥ 3 0 0 0 0 0 0										(印)
(市長の場合は¥1,000,000)											
<input type="checkbox"/> 供託カード発行											
(注) 1. 供託金額の冒頭に¥記号を記入してください。 2. 供託金額の訂正はできません。 3. 本供託書は、折り曲げないでください。											
供託者 カ氏名	トウセンタ、イキチ										
	(以下空白)										
↓ 濁点、半濁点は1マスを使用してください。氏と名は空白で区切らず、続けて記載してください。											
官庁の名称 芦屋市〇〇〇選挙選挙長											

第5-(8)市議会議員選挙供託(金銭)

第四号様式(第13条第1項関係)その他の金銭供託の供託書

<記載例>

推薦届出の場合

供託書・OCR用 (注) 黒色のボールペン、インクを用いて記載してください。		字加入 <input type="checkbox"/> 字削除 <input type="checkbox"/>	係員印 <input type="checkbox"/> 受付 <input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> 記録 <input type="checkbox"/> 頁 <input type="checkbox"/>	(第4号様式 印供第34号)
(雑)		法令条項 公職選挙法第92条第1項		
申請年月日	平成31年〇月〇日	申請する日を記載	供託カード番号	
供託所の表示	神戸地方務局西宮支局		( )	
	カードご利用の方は記入してください。			
供託者の住所氏名	住所 〒659-0000	住所は、立候補届出書と同じ		
	兵庫県芦屋市〇〇町〇番〇-〇〇〇号			
代表者等又は代理人住所氏名	氏名・法人名等	戸籍名		
	芦屋太郎			
別添のとおり	ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。			
	別添のとおり	ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。		
被供託者の住所氏名	住所	別添のとおり		
	兵庫県芦屋市	ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。		
別添のとおり	別添のとおり	供託通知書の発送を請求する。		
	供託により消滅すべき質権又は抵当権			
備考	反対給付の内容			
	官庁の名称 芦屋市〇〇〇選挙選挙長			
供託金額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	印		
	¥ 3 0 0 0 0 0	年 月 日		
	(市長の場合は¥1,000,000)	<input type="checkbox"/> 供託カード発行		
↓ 濁点、半濁点は1マスを使用してください。氏と名は空白で区切らず、続けて記載してください。				
供託者ナ名	アシヤタロウ			
氏名				

(告示日前に供託の場合)

供託者は、平成31年4月21日に行われる予定の芦屋市〇〇〇選挙につき、〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇-〇〇〇号 当選大吉を候補者として、当該選挙長に対し推薦の届出をするため所定の金〇〇万円を供託する。

(告示日に供託の場合)

供託者は、平成31年4月21日に行われる芦屋市〇〇〇選挙につき、〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇-〇〇〇号 当選大吉を候補者として、当該選挙長に対し推薦の届出をするため所定の金〇〇万円を供託する。

(注) 1. 供託金額の冒頭に¥記号を記入してください。  
 2. 供託金額の訂正はできません。  
 3. 本供託書は、折り曲げないでください。

<記載例>

選挙長	局長	次長	書記	午前	時	分受付
				午後		

通称認定申請書

平成31年4月14日

芦屋市議会議員選挙  
 芦屋市長選挙  
 選挙長 門 信 雄 様

氏名 当選大吉 (印)

平成31年4月21日執行の 芦屋市議会議員選挙 において、公職選挙法施行令  
 芦屋市長選挙  
 第89条第5項において準用する第88条第8項の規定により次の呼称を通称として認定さ  
 れたく申請します。

候補者の氏名を記入すること

ふりがな 候補者	とう せん だい きち ----- 当 選 大 吉
ふりがな 呼 称	とう せん た ろう ----- 当 選 太 郎

備考 1 この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名  
 に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提示して  
 ください。

(例・・・ 手紙、葉書等の親書、名刺、著書)

2 漢字の読みにしたがってかな書にする場合は資料の提示は必要ありません。

### 第3 候補者となつてからの届出・申請等

#### 1 届出等の種類及び時期

事 項	時 期	詳細ページ
① 選挙事務所設置届	設置後直ちに	13
2 選挙事務所異動届	異動後直ちに	14
③ 出納責任者選任届	選任後直ちに	14
4 出納責任者異動届	異動後直ちに	14
⑤ 選挙事務員等届	使用する前に	15
6 選挙事務員等異動届	異動する前に	15
⑦ 選挙公報の掲載申請	4月14日(日)	15
8 新聞広告掲載申請	必要に応じ	16
9 通常葉書(無料)の交付申請	必要に応じ	16
10 公営施設使用の個人演説会の開催申出	開催日の2日前まで	16
11 選挙運動用自動車の使用の契約届出等	立候補の届出後 (契約後)直ちに	17
12 選挙運動用ポスター作成契約届出等	立候補の届出後 (契約後)直ちに	17
13 選挙運動用ビラ作成契約届出等	立候補の届出後 (契約後)直ちに	18
⑭ 選挙(開票)立会人となるべき者の届出	4月18日(木)まで	18
15 立候補の辞退届	4月14日(日)	18
16 選挙運動費用の収支報告(第1回分)	5月6日(月)まで	19

(注) 番号に付した○印は、候補者届と同時に提出することが望ましいもの。

#### 2 届出等の方法

##### (1) 選挙事務所設置届

届 出 先	期 限	届出に必要な書類
○芦屋市選挙管理委員会	設置後直ちに	○選挙事務所設置届 ○推薦届出者が設置するときは、候補者の承諾書(推薦届出者が数人あり、その代表者が届け出るときは代表者証明書もあわせて)を添付

(説明)

○設置できる者は、候補者又は推薦届出者に限られます。(法130)

○設置後直ちに、選挙管理委員会に届け出ることが必要です。(法130)

○設置できる選挙事務所の数は、候補者1人につき1箇所です。(法131)

## (2) 選挙事務所異動届

届 出 先	期 限	届出に必要な書類
○芦屋市選挙管理委員会	異動のつど直ちに	○選挙事務所異動届 ○推薦届出者が異動するときは、候補者の承諾書(推薦届出者が数人あり、その代表者が届け出るときは代表者証明書もあわせて)を添付
<p>(説明)</p> <p>○異動のつど直ちに選挙管理委員会に届け出ることが必要です。(法130)</p> <p>○選挙事務所の設置者は、選挙事務所を1日につき1回を超えて移動(廃止に伴う設置を含む。)することができません。(法131)</p>		

## (3) 出納責任者選任届

届 出 先	期 限	届出に必要な書類
○芦屋市選挙管理委員会	選任後直ちに	○出納責任者選任届 ○推薦届出者が選任した時は、候補者の承諾書(推薦届出者が数人あり、その代表者が届け出るときは代表者証明書もあわせて)を添付
<p>(説明)</p> <p>○選任の方法(法180)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 候補者が出納責任者を選任する方法</li> <li>2 候補者が自ら出納責任者となる方法</li> <li>3 候補者の承諾を得て推薦届出者(推薦者が数人あるときは、その代表者)が出納責任者を選任する方法</li> <li>4 候補者の承諾を得て推薦届出者(推薦者が数人あるときは、その代表者)が自ら出納責任者となる方法</li> </ol> <p>○出納責任者の選任届が選挙管理委員会に提出された後でなければ、選挙運動のための支出又は寄附の受領は一切許されません。(法184)</p> <p>○郵便で届出を差し出す場合は「引受時刻証明」の取扱いとしてください。この場合、引受時刻証明の時刻をもって選挙管理委員会へ提出があったものとみなされます。(法183の2)</p>		

## (4) 出納責任者異動届

届 出 先	期 限	届出に必要な書類
○芦屋市選挙管理委員会	異動後直ちに	○出納責任者異動届 ○推薦届出者が出納責任者を異動選任した時は、候補者の承諾書(推薦届出者が数人あり、その代表者が届け出るときは代表者証明書もあわせて)を添付 ○辞任又は解任を証する書面を添付
<p>(説明)</p> <p>○郵便で届出を差し出す場合は「引受時刻証明」の取扱いとしてください。この場合、引受時刻証明の時刻をもって選挙管理委員会へ提出があったものとみなされます。(法183の2)</p>		



### (5) 選挙事務員等届

届出先	期限	届出に必要な書類
○芦屋市選挙管理委員会	事務員等を使用する前に	○選挙事務員等届出書
<p>(説明)</p> <p>○選挙運動に従事する者のうち、①選挙運動のために使用する事務員、②専ら選挙運動のために使用する自動車又は船舶に上において選挙運動のために使用する者、③専ら手話通訳のために使用する者及び④専ら要約筆記のために使用する者について、この届出書に記載された者(市長選挙は1日12人以内、市議会議員選挙は1日9人以内)に限り①については1日10,000円以内、②～④については1日15,000円以内の報酬を支給することができます。(法197の2、令129、市規51)</p> <p>○郵便で届出を差し出す場合は「引受時刻証明」の取扱いとしてください。(令129)</p>		

### (6) 選挙事務員等異動届

届出先	期限	届出に必要な書類
○芦屋市選挙管理委員会	異動する前に	○選挙事務員等届出書
<p>(説明)</p> <p>○市長選挙は1日12人以内、市議会議員選挙は1日9人以内で、立候補届のあった日から選挙の期日の前日までの期間を通じて、市長選挙は60人、市議会議員選挙は45人を超えない限り、異なる者を届け出すことができます。(令129)</p> <p>○郵便で届出を差し出す場合は「引受時刻証明」の取扱いとしてください。(令129)</p>		

### (7) 選挙公報の掲載申請

届出先	期限	届出に必要な書類
○芦屋市選挙管理委員会	4月14日 (午後5時まで)	○選挙公報掲載申請書 ○選挙公報原稿 ○候補者の上半身手札型写真 (同一のもの2枚)
<p>(説明)</p> <p>○掲載申請の期限は4月14日午後5時ですので、必ず期限までに提出してください。この期限を過ぎますと、掲載されません。(市規34)</p> <p>○掲載申請の期限は上記のとおりですが、できるだけ予備審査時(3月18日～3月20日)に原稿と写真を提出してください。</p> <p>○原稿は、立候補予定者説明会等で選挙管理委員会が交付する用紙に<b>黒色の色素</b>を用いて書いてください。</p> <p>○公報に掲載する場合は、提出された原稿を写真にとって製版し、そのまま印刷しますので、そのつもりで原稿を書いてください。</p> <p>○原稿は、折ったり汚損したりしないよう、運搬等には特に注意し、お渡ししているカードケースに保管してください。折ったり汚したりしますと、そのまま印刷されます。</p> <p>○掲載文を撤回しようとするときは4月14日午後5時までに撤回の申請をしてください。(市規38 様式20-3)</p> <p>○掲載文を修正するときは、掲載文の全文を書き改めて、4月14日午後5時までに修正の申請をしてください。(同上様式20-3)</p> <p>○選挙公報は、選挙人の属する世帯に遅くとも4月19日までに配布します。</p> <p>○原稿の書き方等の詳しいことは、第2部「選挙公報掲載文原稿記載上の注意事項」等をよく読んで間違いのないよう十分注意してください。</p>		

### (8) 新聞広告掲載申請

届 出 先	期 限	届出に必要な書類
○新聞広告しようとする新聞社	選挙運動期間中	○新聞広告掲載申請書
<p>(説明)</p> <p>○広告は、選挙運動期間中、候補者1人につき<b>有料で2回</b>掲載することができます。(法149)</p> <p>○候補者は、広告しようとする新聞社へ選挙長が発行した「<b>新聞広告掲載証明書</b>」を提出してください。</p> <p>○広告の大きさは<b>横9.6センチメートル、縦2段組以内</b>です。(2人以上の候補者が共同して広告するときも、上記の範囲内であれば差し支えありませんが、回数はそれぞれの候補者につき1回と計算されます。)(規19)</p> <p>○広告する場所は、<b>記事下</b>に限られ、<b>色刷りは認められません</b>。(規19)</p>		

### (9) 通常葉書(無料)の交付申請

届 出 先	期 限	届出に必要な書類
○芦屋郵便局	選挙運動期間中	○候補者用通常葉書使用証明書 ○選挙運動用通常葉書差出票
<p>(説明)</p> <p>○候補者1人につき市長選挙は<b>8,000枚</b>、市議会議員選挙は<b>2,000枚の通常葉書が無料で</b>使用できます。(法142)</p> <p>○通常葉書は、<b>芦屋郵便局</b>で交付します。</p> <p>○通常選挙の交付を受ける際は、「<b>候補者用通常葉書使用証明書</b>」を提示してください。なお、交付希望枚数はあらかじめ上記郵便局へ連絡してください。(交付される枚数の全部又は一部の交付を受けない枚数に限り、手持ちの通常葉書(私製を含む。)を選挙郵便物にあてることができます。この場合は、上記郵便局で選挙用の表示を受けてください。)</p> <p>○差し出す場合は、<b>直接ポストに入れなくて、必ず「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて芦屋郵便局へ差し出して</b>ください。ポストに入れると配達されません。</p> <p>なお、上記の差出票は通常葉書200枚につき1枚が必要ですので、候補者1人につき市長選挙は<b>40枚</b>、市議会議員選挙は<b>10枚</b>を交付します。</p>		

### (10) 公営施設使用の個人演説会の開催申出

届 出 先	期 限	届出に必要な書類
○芦屋市選挙管理委員会	開催しようとする 期日前2日まで	○個人演説会開催申出書
<p>(説明)</p> <p>○公営施設を使用して行う<b>個人演説会のみ申出が必要です</b>。民間施設(学校を除く)を使用する場合は申出の必要はありません。</p> <p>○候補者は、<b>公営施設(学校、公民館及び芦屋市選挙管理委員会が指定した施設)を使用して開催</b>する場合は、候補者1人につき<b>同一施設ごとに1回に限り無料で</b>使用できます。(法161, 164)</p> <p>○芦屋市選挙管理委員会が指定した施設は、<b>59頁を参照</b>してください。</p>		

### (11) 選挙運動用自動車の使用の契約届出等

届 出 先	期 限	届出に必要な書類
○芦屋市選挙管理委員会	立候補の届出後 (又は契約後)直ちに	○選挙運動用自動車の使用の契約届出書 ○契約書の写し ○自動車燃料代確認申請書
<p>(説明)</p> <p>○候補者の届出よりも前に契約したものについては、1枚の「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」にまとめて記入し、立候補の届出後直ちに届け出てください。(公営条3, 市規29)</p> <p>○立候補の届出の後に契約したものについては、契約後直ちに届け出てください。</p> <p>○この場合も同時に2以上の契約について1枚の「届出書」で届け出ただいても差し支えありません。</p> <p>○契約書の写しは複写したものを提出してください。</p> <p>○ガソリン等の燃料供給契約をした場合は、選挙運動用自動車燃料代確認申請書により選挙運動用自動車燃料代確認書を交付しますので、当該確認書を契約の相手方にお渡しください。(市規30, 31)</p> <p>○契約の相手方に対しては選挙運動用自動車使用証明書(契約の種類により「自動車」「燃料」「運転手」の区分があります。)を、使用の実績に基づき作成し提出してください。「選挙運動用自動車使用証明書」は、お渡しした「届出関係書用紙」にある用紙を用いて候補者が作成してください。「燃料」については、給油伝票の写しの添付が必要です。(市規32)</p> <p>○以上の手続は、選挙運動用自動車の使用について公営条2条に基づく公費負担の適用を受けようとする場合に必要で、全額を候補者が賄う場合は必要ありません。</p>		

### (12) 選挙運動用ポスター作成契約届出等

届 出 先	期 限	届出に必要な書類
○芦屋市選挙管理委員会	立候補の届出後(又は契約後)直ちに	○選挙運動用ポスター作成契約届出書 ○契約書の写し ○選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書
<p>(説明)</p> <p>○候補者の届出よりも前に契約したものについては立候補の届出後直ちに、立候補の届出よりも後に契約したものについては契約後直ちに届け出てください。(公営条8, 市規29)</p> <p>○契約書の写しは複写したものを提出してください。</p> <p>○選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書により選挙運動用ポスター作成枚数確認書を交付しますので、候補者からポスター作成業者にお渡しください。(ポスター作成業者の提出する請求書の添付書類となります。)(市規31)</p> <p>○ポスター作成業者には上記の「確認書」のほか選挙運動用ポスター作成の実績に基づいて作成した選挙運動用ポスター作成証明書もお渡しください。(市規32)</p> <p>○以上の手続は、公費負担の適用を受けようとする場合に必要で、全額を候補者が賄う場合は必要ありません。(公営条7)</p>		

### (13) 選挙運動用ビラ作成契約届出等

届出先	期限	届出に必要な書類
○芦屋市選挙管理委員会	立候補の届出後(又は契約後)直ちに	○選挙運動用ビラ作成契約届出書 ○契約書の写し ○選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書
<p>(説明)</p> <p>○候補者の届出よりも前に契約したものについては立候補の届出後直ちに、立候補の届出よりも後に契約したものについては契約後直ちに届け出てください。(ビラ条3, 市規33の2)</p> <p>○契約書の写しは複写したものを提出してください。</p> <p>○選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書により選挙運動用ビラ作成枚数確認書を交付しますので、候補者からビラ作成業者にお渡しください。(ビラ作成業者の提出する請求書の添付書類となります。)(市規33の4)</p> <p>○ビラ作成業者には上記の「確認書」のほか選挙運動用ビラ作成の実績に基づいて作成した選挙運動用ビラ作成証明書もお渡しください。(市規33の5)</p> <p>○以上の手続は、公費負担の適用を受けようとする場合に必要で、全額を候補者が賄う場合は必要ありません。(ビラ条2)</p>		

### (14) 選挙立会人となるべき者の届出

届出先	期限	届出に必要な書類
○選挙長	4月18日まで	○選挙立会人となるべき者の届出書 ○選挙立会人となるべき者の承諾書
<p>(説明)</p> <p>○候補者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て1人を選挙立会人として届け出ることができます。(法76)</p> <p>○この届出をする場合には、選挙立会人となるべき者が選挙立会人となることを承諾した旨を証する書面を添付しなければなりません。(令82①)</p> <p>○選挙立会人の届出があった者が10人を超える場合及び同一政党等に属する候補者からの届出が3人以上の場合は、選挙長がくじで定めることとなります。(法76)</p>		

### (15) 立候補の辞退届

届出先	期限	届出に必要な書類
○選挙長	4月14日まで (午後5時まで)	○立候補の辞退届
<p>(説明)</p> <p>○立候補を辞退するときは、候補者が選挙長に対して、その旨文書で届け出なければなりません。(法86の4, 令89)</p>		

## (16) 選挙運動費用の収支報告

届 出 先	期 限	届出に必要な書類
○芦屋市選挙管理委員会	5月6日まで (第1回分)	○選挙運動費用収支報告書 ○領収書, その他の支出を証すべき書面の写し ○領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書 ○振込明細書に係る支出目的書
(説明)		
○収支報告書は, 1部提出してください。		
○収支報告書, 会計帳簿の記載に際しては, <b>必ず「第5 選挙運動の費用」</b> を熟読してください。		
○報告書には, 領収書の写し, 又は領収書等を徴し難い事情があったときは, 「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」を添えてください。		
○金融機関への振込みを利用し, 支出した相手から領収書を徴することができなかった場合には, 「振込明細書に係る支出目的書」と振込明細書の写しもしくは「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」と振込明細書の写しを添えてください。		

## 第4 選挙運動用各種表示等の再交付

選挙運動用としてお渡しする表示等を紛失し, 再交付を受けようとされる場合は, 直ちに所轄警察署に紛失届を提出し, 芦屋市の公職選挙法に基づく執行規程第11号様式の再交付申請書に必要な事項を記入のうえ, 選挙管理委員会へ申し出てください。

なお, 新聞広告掲載証明書, 候補者用通常葉書使用証明書, 選挙運動用通常葉書差出票, 選挙運動用自動車燃料代確認書等の確認書及び選挙運動用ビラ証紙については**再交付しません**ので, その保管については十分ご注意ください。

## 第5 選挙運動の費用

### 1 選挙運動費用の最高制限額

法定選挙運動費用の最高制限額は次の算式で計算します。

#### (1) 市長選挙

告示日前日(4月13日)現在の選挙人名簿登録者数×81円+310万円=最高制限額  
(100円未満切上げ)

#### (2) 市議会議員選挙

$$\frac{\text{告示日前日(4月13日)現在の選挙人名簿登録者数}}{\text{議員定数(21)}} \times 501\text{円} + 220\text{万円} = \text{最高制限額}$$
  
(100円未満切上げ)

このたびの市長・市議会議員選挙に際し、選挙時登録を行いますので、正式な額は4月14日に告示するとともに立候補受付時に各候補者に通知します。

なお、平成30年12月1日現在の選挙人名簿登録者数で計算した金額(概算)は、市長選挙 9,583,900円 市議会議員選挙 4,109,700円です。

### 2 出納責任者の職務

選挙運動をするには必ず費用がともないます。この費用は、若干の例外(「8 選挙運動用費用とみなされない支出」参照)を除き、すべて選挙運動費用として必ず収支報告書に計上しなければなりません。また、これらの支出は、原則として出納責任者でなければなりません。いいかえますと、選挙運動の経費について全面的な責任と権限を有しているのが出納責任者であり、選挙運動費用の収支報告も自らの名においてしていただくことになります。

また、出納責任者の届出がなければ選挙運動のための寄附を受け、また支出することができませんので、立候補と同時に出納責任者を届け出ることが必要です。

出納責任者の地位及び職務の主なものをあげると次のとおりです。

- (1) 会計帳簿を備え、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入並びに支出を記載すること。(法185)
- (2) 選挙運動に関する支出は、原則として出納責任者でなければできないこと。(法187)
- (3) 選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書、その他支出を証すべき書面を徴すること。(法188)
- (4) 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入並びに支出を選挙期日後15日以内(5月6日まで)に選挙管理委員会へ報告すること。  
なお、この報告後さらに収入および支出があれば、その収入および支出のなされた日から7日以内に報告すること。(法189)
- (5) 寄附の明細書を受領すること。(法186)
- (6) 帳簿及び書類の保存(3年間)をすること。(法191)

以下、出納責任者の職務内容の概要並びに選挙運動費用について記述します。

### 3 支出金額の最高額の決定

出納責任者を選任したものは、文書で、出納責任者の支出することができる金額の最高額を決め、選任者と出納責任者がともに、署名押印しなければなりません。(法180)

#### 4 会計帳簿の整備

出納責任者は、会計帳簿を備え、これに選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入並びに支出について記載しなければなりません。この記載は、次の事項について行うわけですが、この会計帳簿の記載の方式は、**収支のバランスをとることが目的でなく、選挙公正の原則により資金を公開することが目的**ですので、一般の場合と大きく異なっています。(法185)

- (1) 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入（候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。）
- (2) (1)の寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額（労務、資材等の無償提供による金銭以外の財産上の利益については、時価に見積った金額）及びその年月日
- (3) 選挙運動に関するすべての支出（候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた支出を含む。）
- (4) (3)の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及びその年月日

#### 5 会計帳簿の記載要領

出納責任者は、前記の会計帳簿に記載された**内容をそのまま収支報告書に転記**して提出することになります。

そこで実際どのように分類して記載するかということについて、収入関係はあまり疑問もないと思われますので、支出関係について、選挙運動費用を分類して費目ごとに説明します。

公職選挙法施行規則別記第30号様式（2支出簿）の備考では、選挙運動費用を次の10項目に分類しておりますので、この分類によって例示しますと

- (1) **人件費**……労務者及び選挙運動のために使用する事務員、車上等運動員、手話通訳者、要約筆記者として届け出た者に対する報酬です。
- (2) **家屋費**
  - (ア) 選挙事務所費……事務所借上料、机などの備品の購入費や借上料及び電話やインターネット回線の架設費です。
  - (イ) 集合会場費……主として個人演説会場の借上料使用料です。マイクロホン等の設備や机等の備品についても使用料が発生した場合はこれも含めて計上する必要があります。
- (3) **通信費**……電話（機器借上料及び通話料）及び事務連絡のための郵便等に要する費用です。
- (4) **交通費**……選挙運動員、事務員、車上等運動員及び労務者について生ずる交通費の**実費弁償**です。友人等が好意的に乗り物に乗せてくれた場合にも**時価に見積り、費用の中に加算**しなければなりません。（「選挙運動用自動車に支出した費用」は、選挙運動費用に参入する必要はありません。）
- (5) **印刷費**……選挙運動用ポスター、選挙運動用通常葉書及び市長選挙に係る選挙運動用ビラの印刷費が主なものです。なお、**選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの印刷費が公費負担によって無料で作成した場合も計上**します。（この場合、備考欄に「公費負担」と記載するとともに、公費負担分については、収支報告書への転記の際、「領収書を徴し難い事情があった支出の明細書」にも記載してください。
- (6) **広告費**……立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用です。

- (7) 文具費……選挙運動のために使用した紙、筆記用具、その他選挙事務所で使用した消耗品等の費用です。消耗品の購入代だけでなく「コピー代」などもここに計上します。
- (8) 食料費……湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を提供した場合の費用及び公職選挙法で認められた選挙運動員等及び労務者に対して提供する弁当料や茶菓子料です。
- (9) 宿泊費……休憩及び宿泊に要した費用です。
- (10) 雑費……水道代、電気代、ガス代、新聞代、食器代、クリーニング代などです。

以上10項目について大体の輪郭を説明しましたが、選挙運動費用はここに例示したものだけでは限りませんので、適宜、上記の10項目にあてはめ支出簿に記載してください。労務、資材等の無償提供を受けた場合は、寄附として収入欄に記載するとともに、支出についても同額を該当費目に記載し、「領収書を徴し難い事情があった支出の明細書」にも記載してください。また、これらの支出の記載にあたっては消費税を含めた額を記載してください。

なお、会計帳簿の記載については、別記1の記載例(27頁)を参照してください。

## 6 収支報告書の記載及び提出

収支報告書は、1部提出してください。

### (1) 報告書の記載要領

先に記述しました会計帳簿の記載内容を選挙運動用収支報告書にそのまま転記していただくわけですが、次の点にご注意の上、月日を追って記載してください。この場合必ず前述の各費目の最後の頁に費目合計を記入してください。

なお、収支報告書の記載については、別記2の記載例(30頁)を参照してください。

#### ア 収入の部

- (ア) 「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額(選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に係るものをいう。以下同じ。)を記載してください。また、その他参考となる事項を記載することができます。
- (イ) 1件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、1件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一つの欄に記入してください。
- (ウ) 「種別」欄には、寄附金、寄附又はその他の収入の別を明記してください。
- (エ) 「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」欄には員数及び単価等の金銭見積の根拠を記載してください。

#### イ 支出の部

- (ア) 「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載してください。ただし、二以上の契約がある場合には、契約ごとに記載してください。
- (イ) 支出費目別に月日を追って記載してください。
- (ウ) 「区分」欄には、立候補準備のために支出した費用と、選挙運動のために支出した費用との区分を明記してください。
- (エ) 「支出の目的」欄には、支出の目的(事務員報酬、労務者報酬、事務所借上料等)を記載し、その内訳(員数、単価等)を「備考」欄に記載してください。
- (オ) 「金銭以外の支出の見積の根拠」欄には、無償提供の場合の員数及び単価等の金銭見積の根拠を記載してください。

なお、上記以外の点については、様式中の「記載上の注意」をご参照ください。



## (2) 収支報告書の提出

(ア) 選挙期日の告示の日までと、告示の日から選挙期日まで及び選挙期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを合わせて精算し、選挙期日から15日以内（5月6日(月)まで）に第1回分として選挙管理委員会までお持ちになってください。

(イ) 第1回精算届出後において収支のあったときは、その分についてのみ費目ごとに記載し、収支の日から7日以内に第2回分として前回の合計額に加算して提出してください。

## (3) 収支報告書の提出部数

収支報告書は、1部提出してください。選挙管理委員会から渡した用紙を使用する場合、**黒色のペン**で記載してください。用紙に鉛筆で記入し、そのコピーを提出することでも構いません。

## 7 収支報告書の添付書類

報告書を提出するときは、領収書その他の支出を証すべき書面の写し、領収書等の書類を徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面「領収書を徴し難い事情があった支出の明細書」（記載例は38頁）、及び報告書に真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添付しなければなりません。（法189）

※ 金融機関への振り込みを利用し、支出した相手から領収書を徴することができなかった場合は、「振り込み明細書に係る支出目的書」（記載例は39頁）又は「領収書を徴し難い事情があった支出の明細書」と振込明細書の写しを添付してください。

## 8 選挙運動費用とみなされない支出

選挙運動に要した費用は、原則的には選挙運動費用の中に算入されるのですが、次に掲げるものは選挙運動費用とみなされないことになっています。（法197）

(1) 立候補準備に要した支出で、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

（これは、候補者又は出納責任者が全然関知しないものですから、これを帳簿に記入して届出をすることができないので除外しています。）

(2) 候補者として届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

(3) 候補者が乗用する船車等に要した支出（これは候補者本人にかかる一切の交通費は費用に計上しないということです。）

(4) 選挙期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

(5) 選挙運動に関して支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料（ただし、消費税は選挙運動費用として算入）

(6) 公職選挙法第14章の3の規定により政党その他の政治団体が行う選挙運動のために要した支出（ただし、当該団体の政治資金収支報告書に計上する必要があります。）

(7) 主として選挙運動のために使用する自動車又は船舶のために要した支出（公費負担適用の有無にかかわらず選挙運動費用の中に算入する必要はありません。）

以上7項目が選挙運動費用から除外されておりますので、記載する必要はありません。

なお、供託金も記載する必要はありません。また、候補者の日常生活と密接な関係にある費

用は選挙運動費用から除外されます。例えば「候補者の自宅を選挙事務所に使用した時」などは費用に加算しなくても結構です。

なお、これに類した実例、判例は次のとおりです。

- 候補者の家族又は親族が労務を提供した場合は、時価に換算して計上すべきですが、本業の合間の短時間の労務の提供など見積ることが困難であるような場合は、加算する必要はありません。
- 労務者の傷害などに要した医療費は加算する必要はありません。
- 選挙運動のために備えた椅子、机、ガラス等の破損弁償金のように通常の損料に属しないものは加算する必要はありません。
- 選挙運動員が従来から日常の生活に使用する自転車を使用した場合は加算する必要はありません。
- 選挙運動員が自己名義の定期乗車券を使用して運動した場合は、その費用は加算する必要はありません。
- 風雨による看板の復旧費は加算する必要はありません。

## 9 選挙運動に従事する者等に支給できる実費弁償，選挙運動のために使用する労務者の報酬及び実費弁償等

選挙運動に従事する者や選挙運動のために使用する労務者に対する報酬・実費弁償は，選挙運動費用を膨大ならしめないために，一定の制限が設けられています。（法197の2，市規51）

この制限に違反すると，買収の推定を受ける場合があります。

区 分		報 酬	実費弁償	摘 要
選挙運動に従事する者	一般の選挙運動員	支給できない	支給できる 下記(3)参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙事務員等届が必要（P. 15「選挙事務員等届」「選挙事務員等異動届」参照）</li> <li>人数制限あり（P. 52「選挙運動に従事する者等に対する実費弁償及び報酬の支給」参照）</li> </ul>
	選挙運動のために使用する事務員 （選挙運動のために雇い入れられた者で，選挙運動に関する事務に従事する者であり，街頭演説等選挙人に直接働きかける行為を行うものは含まれない。）	支給できる 下記(1)参照		
	専ら選挙運動用自動車・船舶の上において選挙運動のために使用する者 （選挙運動用自動車・船舶の上において連呼行為等の選挙運動を行うことを本務として雇用された者である。）			
	専ら手話通訳のために使用する者			
	専ら要約筆記のために使用する者			
選挙運動のために使用する労務者 （選挙運動を行うことなく，立候補準備行為及び選挙運動に付随して行う機械的労務（例えばポスター貼り，葉書の宛名書き及び発送，自動車の運転等）に従事する者である。）	支給できる 下記(2)参照	支給できる 下記(4)参照		

(1) 選挙運動に従事する者（※） 1人に対し支給することができる報酬の額は次のとおりです。

- ① 選挙運動に使用する事務員…………… 1日につき10,000円以内
- ② 選挙運動用自動車・船舶の上において選挙運動のために使用する者，手話通訳のために使用する者，要約筆記のために使用する者…………… 1日につき15,000円以内

※選挙運動のために使用する事務員，専ら選挙運動用自動車・船舶の上において選挙運動のために使用する者，専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者であって，「選挙事務員届（異動届）」であらかじめ選挙管理委員会に届け出たものに限る。

- (2) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額は次のとおりです。
- ① 基本日額……10,000円以内、ただし、弁当を提供した場合は、提供した弁当の実費に相当する額を差し引いた額
  - ② 超過勤務手当…1日につき基本日額の5割以内
- (3) 選挙運動に従事する者1人に対して支給することができる実費弁償の種別及びその額の最高額は次のとおりです。
- ① 鉄道賃……鉄道旅行については、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - ② 船賃……水路旅行については、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - ③ 車賃……陸路旅行（鉄道旅行を除く）について、路程に応じた実費額
  - ④ 宿泊料……1夜（食事料2食分を含む）12,000円、（食事料を含まない）10,000円
  - ⑤ 弁当料……1食につき1,000円、1日につき3,000円
  - ⑥ 茶菓料……1日につき500円
- (4) 選挙運動のために使用する労務者1人に対して支給することができる実費弁償の額は次のとおりです。
- ① 鉄道賃、船賃及び車賃……(1)の①、②及び③に掲げる額
  - ② 宿泊料(食事量を除く)……1夜につき10,000円

## 10 帳簿及び書類の保存

出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書その他の支出を証明する書面を、選挙運動に関する収入及び支出の報告書提出の日から3年間保存しなければならない。(法191)

## 11 会社、労働組合等の寄附の禁止

政治団体を除く会社、労働組合等の団体が、政治活動（選挙運動を含む。）に関して、公職の候補者及び候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に対して寄附することは禁止されています。

(別記1)

自己資金は「その他の収入」

## 会 計 帳 簿 (記 載 例)

### 1 収 入 簿

月 日	金額又は 見 積 額	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附 及びその他の収 入の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
○月○日	円 800,000	その他の収入					自己資金
○月○日	100,000	寄 附 金	〇〇市〇〇町〇番〇号	当選大吉後援会	政 治 団 体		
○月○日	30,000	寄 附 金	〇〇市〇〇町〇番〇号	江 尻 二 郎	会 社 員		
○月○日	50,000	寄 附 金	〇〇市〇〇町〇番〇号	六 甲 三 郎	会 社 員	労務無償提供	
○月○日	50,000	寄 附 金	〇〇市〇〇町〇番〇号	傍 示 一 郎	〇〇会社社長		
合 計	2,000,000						

### 備 考

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての寄附、寄附金及びその他の収入を記載してください。
- 2 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の收受については、その債務又は利益を時価に見積った金額を記載してください。
- 3 「種別」の欄には、寄附、寄附金又はその他の収入の区別を明記してください。
- 4 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積りの根拠等を記載してください。
- 5 寄附のうち金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日現在において記載し、その旨並びに履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載してください。
- 6 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができます。

2 支出簿

1 立候補準備のために支出した費用 (5)印刷費

支出額が公費負担分をオーバーした場合は分けて書くなど分かるように記載すること

月 日	金額又は見積額			支出の目的	支出を受けた者			支出の見積の根拠	支出をした者の別	備考
	金銭支出	金銭以外の支出	合計		住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業			
○月○日	円 349,600	円	円 349,600	ポスターの印刷	〇〇市〇〇町〇番〇号	(株)〇〇印刷	印刷業		候補者	公費負担
○月○日	110,400		110,400	〃	〃	〃	〃		候補者	候補者負担
○月○日	75,000		75,000	ビラの印刷	〇〇市〇〇町〇番〇号	〇〇印刷工業	印刷業		候補者	公費負担
合計	535,000		535,000							

2 選挙運動のために支出した費用 (1)人件費

月 日	金額又は見積額			支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	支出をした者の別	備考
	金銭支出	金銭以外の支出	合計		住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業			
○月○日	円	円 50,000	円 50,000	選挙労務者報酬	〇〇市〇〇町〇番〇号	六甲 三郎	会社員	無償労務 5日分	出納責任者	1日 10,000円 5日分
○月○日	70,000		70,000	選挙事務員報酬	〇〇市〇〇町〇番〇号	芦屋 花子	学生		出納責任者	1日 10,000円 7日分
○月○日	105,000		105,000	車上運動員報酬	〇〇市〇〇町〇番〇号	兵庫 和子	無職		出納責任者	1日 15,000円 7日分
合計	225,000		225,000							

選挙運動のために使用する労務者に支給できる報酬が基本日額1万円以内のためここでは例として1万円を算入収入にも同様に計上すること

2 選挙運動のために支出した費用 (8)食糧費

月 日	金額又は見積額			支出の 目的	支出を受けた者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	支出をし た者の別	備 考
	金銭支出	金銭以外 の支出	合 計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団体名	職 業			
○月○日	円 40,000	円	円 40,000	弁当代	○○市○○町○番○号	(株)○○	飲 食 業		出 納 責任者	40食分
○月○日	15,000		15,000	食 材 費	○○市○○町○番○号	□□商店	小 売 業		出 納 責任者	20食分
合 計	55,000		55,000							

備 考

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載してください。
- 2 この帳簿には、(1)立候補準備のために支出した費用 (2)選挙運動のために支出した費用の2科目を設けて(又は各々分冊して)記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記してください。
- 3 この帳簿の各科目には、(1)人件費 (2)家屋費 ((7)選挙事務所費 (イ)集会会場費) (3)通信費 (4)交通費 (5)印刷費 (6)広告費 (7)文具費 (8)食料費 (9)休泊費 (10)雑費の費目を設けて、費目ごとに記載してください。
- 4 (1) 金銭による支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載してください。支出の内訳があるときは「備考」欄に、員数、日数、単価等を記載してください。  
 (2) 財産上の義務を負担し、又は建物、船車、飲食物、その他金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、同欄中「金銭以外の支出」の欄にじかに見積った金額を記載し、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積りの根拠等を記載してください。  
 (3) 「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは別行に記載してください。
- 5 「支出目的」の欄には、事務員報酬、労務者報酬、事務所借上料等具体的に記載してください。
- 6 支出のうち金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日現在において記載し、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載してください。
- 7 選挙運動に係る公費負担対象支出(選挙運動用ポスターの作成に係るもの)については、「備考」欄にその旨を記載してください。
- 8 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができます。

(別記2)

## 選挙運動費用収支報告書(記載例)

1 平成31年4月21日執行 芦屋市〇〇選挙

2 公職の候補者 住所 芦屋市精道町7番6号

氏名 当選 大吉

(※通称ではなく、候補者届出書に記載の氏名としてください。)

3 〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日まで (第 1 回分)

(※今回報告分のすべての収入及び支出を含む期間としてください。)

### 記載上の注意

1. 当報告書の記載にあたっては「候補者のしおり」中「第1部 第5「選挙運動の費用」を参照してください。
2. 「収入の部」中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額(ポスター及びビラの作成に係るものをいう。以下同じ。)を記載してください。また、その他の参考となる事項を記載することもできます。
3. 「収入の部の内訳」においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一つの欄に記載するとともに備考欄に件数を記入してください。なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じ各件ごとに記載して差し支えありません。
4. 「収入の部の内訳」中「種別」欄には、寄附又はその他の収入の区別について、該当する番号に○を記載してください。
5. 「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載してください。ただし、公費負担に係るポスター作成契約が二つ以上ある場合には、契約ごとに欄を追加して記載してください。
6. 「支出の部の内訳(明細)」は、①人件費、②家屋費(ア. 選挙事務所費、イ. 集合会場費)、③通信費、④交通費、⑤印刷費、⑥広告費、⑦文具費、⑧食料費、⑨休泊費、⑩雑費を各業別に記載し費目ごとの計を記入してください。この場合、一の費目で数ページにわたるときは各ページごとの小計も合わせて記入してください。
7. 「支出の部の内訳(明細)」中「区分」欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用の区分について、該当する番号に○を記載してください。
8. 第二回分以後の報告書にあつては、「収入の部」「支出の部」ともに前回報告した金額を合わせて総計の欄に記載してください。
9. 用紙が不足する場合は、コピーをしてください。



## 4 収入の部

計	寄 附	1,200,000 円	前 回 ま で の 計	寄 附	0 円	総 計	寄 附	1,200,000 円
	その他の収入	800,000 円		その他の収入	0 円		その他の収入	800,000 円
	計	2,000,000 円		計	0 円		計	2,000,000 円

公費負担分は算入しない

参 考  ※選挙運動に係る公費負担相 当額を記載してください。	公費負担相当額（ポスターの作成費）	<u>349,600 円</u>
	公費負担相当額（ビラの作成費）	<u>75,000 円</u>

# 収入の部の内訳

自己資金は「その他の収入」

月 日	金 額 又 見 積 額	種 別 (いずれかに○)	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附 及びその他の収入 の見積の根拠	備 考
			住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	氏名又は団体名	職 業 (個人のみ記載)		
○月○日	800,000	1 寄附 ② その他の収入					自己資金
○月○日	100,000	① 寄附 2 その他の収入	〇〇市〇〇町〇番〇号	当選大吉後援会			支出にも同様に計 上すること
○月○日	30,000	① 寄附 2 その他の収入	〇〇市〇〇町〇番〇号	江 尻 二 郎	会 社 員		
○月○日	50,000	① 寄附 2 その他の収入	〇〇市〇〇町〇番〇号	六 甲 三 郎	会 社 員	労務無償提供	
○月○日	50,000	① 寄附 2 その他の収入	〇〇市〇〇町〇番〇号	傍 示 一 郎	〇〇会社社長		
~~~~~							
小 計	2,000,000	※ 候補者の自己資金による場合、種別は「その他の収入」となります。（「寄附」ではありません。）					

公費負担分は算入  
しない

## 5 支出の部

計	立候補準備のための支出	535,000 円	前回までの計	立候補準備のための支出	0 円	総計	立候補準備のための支出	535,000 円
	選挙運動のための支出	280,000 円		選挙運動のための支出	0 円		選挙運動のための支出	280,000 円
	計	815,000 円		計	0 円		計	815,000 円

### 支出のうち公費負担相当額

項目	単価 (A)	枚数 (B)	金額 ( (A) × (B) = (C) )
ポスターの作成	2,300 円	152 枚	349,600 円
	円	枚	円
ビラの作成	7.50 円	10,000 枚	75,000 円
	円	枚	円
計			424,600 円

## 支出の部の内訳

費目	区分	立候補準備のための支出	選挙運動のための支出	計
人件費		円	225,000円	225,000円
家屋費 (ア・イの計)		円	円	円
ア. 選挙事務所費		円	円	円
イ. 集合会場費		円	円	円
通信費		円	円	円
交通費		円	円	円
印刷費		535,000円	円	535,000円
広告費		円	円	円
文具費		円	円	円
食料費		円	55,000円	55,000円
休泊費		円	円	円
雑費		円	円	円
計		535,000円	280,000円	815,000円

## 支出の部の内訳(明細)

### 費目 人件費

選挙運動のために使用する労務者に支給できる報酬が基本日額1万円以内のためここでは例として1万円を算入  
収入にも同様に計上すること

月日	金額又は見積額	区分 (いずれかに○)	支出の目的	支出を受けた者		備考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名 (個人のみ記載)	
○月○日	50,000	1 立候補準備 ② 選挙運動	選挙労務者報酬	〇〇市〇〇町〇番〇号	六甲三郎 会社員	無償労務5日分 1日につき10,000円
○月○日	70,000	1 立候補準備 ② 選挙運動	選挙事務員報酬	〇〇市〇〇町〇番〇号	芦屋花子 学生	7日分
○月○日	105,000	1 立候補準備 ② 選挙運動	車上運動員報酬	〇〇市〇〇町〇番〇号	兵庫和子 無職	7日分

頁小計	225,000	※ 同一費目が数ページにわたる場合は、各ページの「頁小計」を記載し、当該費目の最終ページに「費目合計」を記載してください。				
費目合計	225,000	※ 公費負担分の支出月日については、契約書に記載された契約日を記載し、備考欄に「公費負担」と記載してください。				

※ 公費 複数ページにわたる場合はそのページのみを個人負担分とは別段に記載し、実際に支出した月日等を記載してください。

支出額が公費負担分をオーバーした場合は分けて書くなど分かるように記載すること

## 支出の部の内訳(明細)

### 費目 印刷費

月日	金額又は見積額	区分 (いずれかに○)	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業 (個人のみ記載)		
○月○日	349,600	① 立候補準備 ② 選挙運動	ポスターの印刷	〇〇市〇〇町〇番〇号	(株)〇〇印刷	印刷業	公費負担	
○月○日	110,400	① 立候補準備 ② 選挙運動	〃	〃	〃	〃	候補者負担分	
○月○日	75,000	① 立候補準備 ② 選挙運動	ビラの印刷	〇〇市〇〇町〇番〇号	〇〇印刷工業	印刷業	公費負担	

頁小計	535,000	※ 同一費目が数ページにわたる場合は、各ページの「頁小計」を記載し、当該費目の最終ページに「費目合計」を記載してください。				
費目合計	535,000	※ 公費負担分の支出月日については、契約書に記載された契約日を記載し、備考欄に「公費負担」と記載してください。				

※ 公費負担分以外に超過分がある場合は、超過分のみを個人負担分とは別段に記載し、実際に支出した月日等を記載してください。

# 支出の部の内訳（明細）

## 費目 食料費

月 日	金額又は 見 積 額	区 分 (いずれかに○)	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の支出 の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業 (個人のみ記載)		
○月○日	40,000	1 立候補準備 ② 選挙運動	弁当代	○○市○○町○番○号	(株)○○	飲食業		40食分
○月○日	15,000	1 立候補準備 ② 選挙運動	食材費	○○市○○町○番○号	□□商店	小売業		20食分
~~~~~								
頁小計	55,000	※ 同一費目が数ページにわたる場合は、各ページの「頁小計」を記載し、当該費目の最終ページに「費目合計」を記載してください。 ※ 公費負担分の支出月日については、契約書に記載された契約日を記載し、備考欄に「公費負担」と記載してください。 ※ 公費負担分以外に超過分がある場合は、超過分のみを個人負担分とは別段に記載し、実際に支出した月日等を記載してください。						
費目合計	55,000							

# 宣 誓 書


この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

提出日

平成31年〇〇月〇〇日

出納責任者

住 所.....兵庫県芦屋市〇〇町〇番〇号.....

氏 名.....出 納 太 郎.....

(別記3)

### 領収書等を徴し難い事情のあった支出の明細書（記載例）

支出の年月日	支出の金額	区分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情
平成31年〇月〇日	円 349,600	①立候補準備 ②選挙運動	選挙運動用ポスターの印刷	公費負担のため
平成31年〇月〇日	75,000	①立候補準備 ②選挙運動	選挙運動用ビラの印刷	公費負担のため
平成31年〇月〇日	50,000	①立候補準備 ②選挙運動	選挙労務者報酬	労務無償提供のため（〇〇〇〇氏の〇月〇日～〇月〇日の5日分）

1 平成31年4月21日執行 芦屋市議会議員選挙  
芦屋市長選挙

2 候補者氏名 当選 大吉

3 出納責任者氏名 出納 太郎

領収書等のない支出は、この様式（別記3）と、次頁の様式（別記4）ですべて網羅してください。

#### 備考

- 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区分を明記してください。
- 「支出の目的」の欄は、支出の目的（労務者報酬、家屋借上料等）、員数等を具体的に記載してください。



(別記4)

### 振込明細書に係る支出目的書（記載例）

支出の費目	支出の目的
家屋費（選挙事務所費）	事務所借上料

- 平成31年4月21日執行 芦屋市議会議員選挙  
芦屋市長選挙
- 公職の候補者 氏名 当選 大吉
- 出納責任者 氏名 出納 太郎

金融機関への振り込みを利用し、支出した相手から領収書を徴することができなかった場合は、この様式か、前頁の「領収書等を徴し難い事情のあった支出の明細書」に記載してください。  
いずれの場合も、振込明細書を添付してください。

#### 備考

- 「支出の費目」の欄は、人件費、家屋費（選挙事務所費、集合会場費）、通信費、交通費、印刷費、広告費、文具費、食料費、休泊費、雑費の費目を記載してください。
- 「支出の目的」の欄は、支出の目的（家屋借上料、駐車場借上料等）、員数等を具体的に記載してください。
- 支出の目的ごとに別葉としてください。
- 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出してください。



第2部 選挙公報掲載文原稿  
記載上の注意事項



選挙公報は、候補者から提出された原稿をそのまま写真製版して印刷しますので、原稿を作成されるときは、見本を参照のうえ、次の事項に注意してください。

### 1 提出する写真について

- (1) 候補者の写真は、白黒で同一のものを2枚提出してください。
- (2) ポラロイドカメラ、インスタントカメラ類の写真は製版ができませんので避けてください。
- (3) プリンターにより写真用紙等に出力したものは、仕上がりが不鮮明となりますので避けてください。
- (4) 写真の規格は無帽上半身（胸から上）の手札型（約8 cm×10.5 cm）としてください。
- (5) 無背景としてください。（背景は灰色の方が白よりも体の輪郭がはっきりします。）
- (6) できるだけ明るいタッチの写真の方がきれいに仕上がります。
- (7) 通常の服装が適当です。（なお、白っぽい服は、背景を灰色にしなければ輪郭がわかりにくくなります。）
- (8) カラー写真でも構いませんが、印刷は白黒ですので出来上がりは白黒写真より不鮮明になる場合があります。
- (9) 写真の裏面には、2枚とも必ず鉛筆で所属党派及び氏名を記載（裏うつりに注意）し、原稿用紙の写真欄には貼らないで提出してください。

### 2 原稿用紙の使い方

- (1) 原稿用紙は、選挙管理委員会が交付した原稿用紙のほかは使用することができません。ただし、他の用紙を使用して印刷のうえ、原稿用紙に貼り付けても差し支えありません。
- (2) 原稿用紙の大きさは、実際の選挙公報に登載されるものと同じ大きさです。
- (3) 原稿用紙欄外の連絡責任者氏名・電話番号は必ず記入してください。

### 3 掲載文の書き方

掲載文は、原稿用紙の黒い枠内に記入しなければなりません。

- (1) 右端上方の青丸枠内（候補者写真欄）には、候補者の写真を掲載しますから掲載文は記入しないでください。なお、選挙公報には、候補者写真欄以外には写真を掲載することができません。
- (2) 写真丸枠下の青罫四角枠内（候補者氏名欄）には、候補者の氏名（戸籍に記載されている氏名、通称使用の認定を受けられた方は、その通称名）を縦書きで記載してください。なお、所属党派や年齢も記入することができますが、氏名の文字より大きくすることはできません。
- (3) (1)・(2)の左方の青罫方眼内には、候補者の政見、経歴等を記載してください。
- (4) 記載文字は黒い枠外にはみ出しますと、公報には登載できませんからご注意ください。
- (5) 掲載文は、必ず黒色の色素を用いて色の濃淡がないように記入（句点、読点は特に明確に）してください。  
ただし、次の事項に注意してください。
  - ① 水性サインペン、毛筆の直接使用は避けてください。
  - ② 青罫の部分は、墨が乗りにくいので線上に文字等がかからないようにしてください。
  - ③ 万年筆を使用される場合は、太めのものを使用してください。

- ④ ボールペンの使用は極力避けてください。もし使用する場合には、力を入れてゆっくり書いてください。
- ⑤ 掲載文は、フォントの小さなゴシック体や白抜き文字は、印刷が不鮮明になることが多いです。
- (6) 文字の大きさに制限はありませんが、氏名のみを氏名欄に記載の氏名より大きく記載できません。
- (7) 掲載文に図、イラストレーションなどを記載しようとする場合には、それらの部分に係る面積の合計面積は、原稿用紙に掲載文を記載できる面積（候補者写真欄は除きます。）のおおむね二分の一を超えないようにしてください。
- (8) 掲載文は、しわになると、写真に撮影したときにしわが写る場合がありますから、しわにならないようお渡ししているカードケースに入れて提出してください。
- (9) 黒い枠、写真枠、青罫線は、記入する場合の便宜のために入れてあるものですから、写真製版するときは写りません。

#### 4 その他

- (1) 誤字、汚損しているもの、折目のあるもの等は、そのまま写真に写りますからご注意ください。
- (2) 訂正は、白紙を貼ってその上に記載すればできますが、「裏うつり」がすることもありますからご注意ください。
- (3) 掲載文には、他人の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、選挙公報としての品位をそこなうような事項は記載できません。

### 第 3 部 選舉運動參考事項





## 選挙執行に関する主な日程

		(根拠法令)
告示日	4月14日	臨特法2
投票日	4月21日	臨特法1①, ②
午前7時から午後8時まで		

1. 選挙人名簿登録 (選挙時登録)		
基準日	4月13日	法22②, 臨特令1
登録日	4月13日	法22②, 臨特令1
異議申出期間	4月14日	法22②, 24, 臨特令1
2. 立候補届出期日	4月14日	法86の4①, ②
3. 補充立候補届出期限	4月18日	法86の4⑤
4. 選挙公報掲載申請期限	4月14日	公報条3, 市規34②
5. 選挙 (開票) 立会人の届出期限	4月18日	法62①, 76
6. ポスター掲示場にポスターを掲示できる期間	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">{</span> <div style="text-align: left;"> <p>4月14日から</p> <p>4月20日まで</p> </div> </div>	法129, 143⑥, 市規25
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>ただし, 4月20日までに掲示した ポスターは, 選挙当日においても掲示 しておくことができる。</p> </div>		
7. 選挙会	4月21日	法80①
8. 当選告示 (当選の効力発生)	4月22日	法101の3②, 102
9. 当選証書付与	4月22日	法105①
10. 選挙運動費用の収支報告書提出期限 (第1回分)	5月6日	法189①
11. 選挙の効力に関する異議の申出期限	5月7日	法202①
12. 当選の効力に関する異議の申出期限	5月7日	法206①

項 目	内 容	根拠法令
供 託	1 市 長 選 挙…現金100万円又は額面100万円の国債証書 2 市議会議員選挙…現金 30万円又は額面 30万円の国債証書	法92①
供託物の没収	1 (1) 市 長 選 挙…得票数が、有効投票総数の10分の1に達しないとき (2) 市議会議員選挙…得票数が、有効投票総数を議員定数で割った数の10分の1に達しないとき 2 候補者を辞退した場合、公務員となったため立候補の辞退とみなされる場合及び候補者届出が却下された場合	法93① 法93②
法定得票数	1 市 長 選 挙… 有効投票総数の4分の1以上の得票 2 市議会議員選挙… 有効投票総数を議員定数で割った数の4分の1以上の得票	法95①
選挙事務所	1 設置できる者は、候補者又は推薦届出者に限る。 2 設置できる数は、候補者1人につき1箇所に限られる。 3 選挙事務所は、1日につき1回を超えて移動することができない。(廃止に伴う設置を含む。) 4 設置又は異動のつど直ちに選挙管理委員会あてに届出書を提出しなければならない。 5 選挙事務所は選挙当日でも設置することができるが、投票所を設けた場所の入口から300メートル内の区域には設置できない。 6 選挙事務所を表示するためにその場所において使用できるもの ① ポスター } 大きさは縦350cm, 横100cm 以内 ② 立札 } 数は通じて3以内 ③ 看板の類 } ④ ちょうちん } 大きさは高さ85cm, 直径45cm 以内 数は1個	法130① 法131① 法131② 法130② 市規21 法132 法143①, ⑤ ⑦, ⑨ ⑩
選挙運動用自動車	1 使用できる台数は自動車1台に限る。 2 使用できる自動車 (1) 乗車定員10人以下の乗用自動車 (2) 乗車定員4人以上10人以下の小型自動車(バン型等) (3) 四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの(ジープ等) ただし次のものは使用できない。 ① 構造上宣伝を主たる目的とするもの ② 構造上、屋根・側面・後面の全部又は一部があけっぱなしになっているもの(二輪自動車を除く。) ③ (1), (2)の自動車で屋根がとりはずせたり、開くことができるもの ④ (3)の自動車については、屋根の開閉できるものでも使用できるが、走行中開いて使用することはできない。 3 使用中は、選挙管理委員会が交付する表示(表示の交付数は1)を掲げなければならない。	法141① 法141①, ⑥ 令109の3 法141⑤ 市規15

項 目	内 容	根拠法令
	<p>4 乗車できる人数は、候補者、運転手(1人)及び運動員4人以内である。</p> <p>5 上記の4人は選挙管理委員会が交付する乗車の腕章（腕章の交付数は4）を着用しなければならない。</p> <p>6 選挙運動用自動車に取り付けて使用できるもの</p> <p>① ポスター } 大きさは縦273cm, 横73cm 以内  ② 立札 } 数は制限なし  ③ 看板の類 }  ④ ちょうちん } 大きさは高さ85cm, 直径45cm 以内  数は1個</p>	<p>法141の2①</p> <p>法141の2② 市規16</p> <p>法143①, ⑨ ⑩</p>
拡 声 機	<p>1 使用できる数、候補者1人につき一揃</p> <p>2 使用中は選挙管理委員会が交付する表示証（表示証の交付数は1）を掲示しなければならない。</p> <p>3 このほか、個人演説会（演説を含む。）の開催中、その会場において別の一揃いを使用できる。（この場合は表示証不要）</p>	<p>法141①</p> <p>法141⑤ 市規15②</p> <p>法141①但書</p>
頒布することができる文書図画	<p>選挙運動用通常葉書及び選挙運動用ビラのほか、ウェブサイト等を利用する方法（インターネット等を利用する方法のうち電子メールを利用する方法を除いたもの。）や電子メールを利用する方法によるもののほかは一切頒布することができない。</p>	<p>法142①</p> <p>法142の3 法142の4</p>
通 常 葉 書	<p>1 候補者1人につき、市長選挙は8,000枚、市議会議員選挙は2,000枚が無料で交付される。</p> <p>2 候補者は、選挙長が発行した候補者用通常葉書使用証明書を芦屋郵便局の窓口に掲示して交付を受ける。</p> <p>3 上記の通常葉書には、選挙用である旨の表示のスタンプが押捺してある。</p> <p>4 交付される枚数の全部又は一部の交付を受けない場合は、その交付を受けない枚数に限り、手持ちの通常葉書（私製を含む。）を選挙郵便物に充てることができる。この場合は、芦屋郵便局の窓口候補者用通常葉書使用証明書を提示して、当該通常葉書を提出し、選挙用である旨の表示を受けなければならない。</p> <p>5 記載内容には格別の制限がない。ただし、その内容が犯罪を構成する場合には、それぞれの法律の処罰の対象となる。</p> <p>6 通常葉書を差し出す場合には、ポストに入れずに選挙長が発行した選挙運動用通常葉書差出票を添えて芦屋郵便局に差し出さなければならない。</p>	<p>法142①, ⑤ 郵規2①</p> <p>郵告</p> <p>法142⑤ 郵規2②, 3</p>
選挙運動用ビラ	<p>1 頒布できる枚数は、選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラで、市長選挙は16,000枚以内、市議会議員選挙は4,000枚以内</p> <p>2 ビラの大きさは、長さ29.7cm, 幅21cm（A4版）以内</p> <p>3 頒布場所は、新聞折込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所に限られる。</p> <p>4 頒布するビラには、表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人の場合は名称）及び住所を記載し、選挙管理委員会の交付する証紙を張らなければならない。</p>	<p>法142①</p> <p>法142⑧ 法142⑥ 令109の6① 法142⑦⑨</p>

項 目	内 容	根拠法令						
ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布	<p>1 選挙運動のために使用する文書図画は、ウェブサイト等を利用する方法により、頒布することができる。</p> <p>2 ウェブサイト等を利用する方法とは、インターネット等を利用する方法（電気通信の方法（放送を除く）により、文書図画をその受信する者が使用する通信端末機器の映像面に表示させる方法）のうち、電子メールを利用する方法を除いたものをいう。</p> <p>3 選挙運動又は当選を得させないための活動に使用する文書図画を掲載するウェブサイト等には、電子メールアドレス等を表示する必要がある。</p> <p>4 ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのままにしておくことができる。ただし、選挙運動は選挙期日の前日までに限られており、選挙期日当日の更新はできない。</p>	<p>法142の3①</p> <p>法142の3①</p> <p>法142の3③</p> <p>法142の3②</p>						
電子メールを利用する方法による文書図画の頒布	<p>1 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画については、候補者・確認団体（市長選のみ）に限って頒布することができる。</p> <p>2 電子メールを利用する方法とは、特定電子メールの適正化等に関する法律第2条第1号に規定する方法をいい、その全部又は一部にシンプル・メール・トランスファー・プロトコルが用いられる通信方法（SMTP方式）と、電話番号を送受信のために用いて情報を伝達する通信方法（電話番号方式）の2つが定められている。</p> <p>3 選挙運動用電子メールは、次の送信対象者に対して、それぞれ次の電子メールアドレス宛てにのみ、送信できる。</p> <table border="1" data-bbox="464 1279 1246 2060"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 1279 884 1352">送信対象者</th> <th data-bbox="884 1279 1246 1352">送信対象電子メールアドレス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1352 884 1581">あらかじめ、選挙運動用電子メールの求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者（その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限る。）</td> <td data-bbox="884 1352 1246 1581">選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した電子メールアドレス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1581 884 2060">政治活動用電子メール（選挙運動用電子メール送信者が普段から発行している政治活動用のメールマガジン等）を継続的に受信している者（その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限り、かつ、その後に政治活動用電子メールの送信を拒否した者を除く。）であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかったもの</td> <td data-bbox="884 1581 1246 2060">政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの</td> </tr> </tbody> </table>	送信対象者	送信対象電子メールアドレス	あらかじめ、選挙運動用電子メールの求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者（その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限る。）	選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した電子メールアドレス	政治活動用電子メール（選挙運動用電子メール送信者が普段から発行している政治活動用のメールマガジン等）を継続的に受信している者（その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限り、かつ、その後に政治活動用電子メールの送信を拒否した者を除く。）であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかったもの	政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの	<p>法142の4①</p> <p>法142の3①</p> <p>法142の4②</p>
送信対象者	送信対象電子メールアドレス							
あらかじめ、選挙運動用電子メールの求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者（その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限る。）	選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した電子メールアドレス							
政治活動用電子メール（選挙運動用電子メール送信者が普段から発行している政治活動用のメールマガジン等）を継続的に受信している者（その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限り、かつ、その後に政治活動用電子メールの送信を拒否した者を除く。）であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかったもの	政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの							

項 目	内 容	根拠法令
	<p>4 選挙運動用電子メール送信者は、電子メールアドレスを明らかにして選挙運動用電子メールの送信をしないように求める旨の通知を受けたときは、当該電子メールアドレスに選挙運動用電子メールを送信することはできない。</p> <p>5 選挙運動用電子メール送信者は、選挙運動用電子メールの送信を求め・同意をした者に対し送信する場合は、以下の事実を証する記録を保存しておかなければならない。</p> <p>(1) 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと。</p> <p>(2) 選挙運動用電子メールの送信を求め・同意があったこと。</p> <p>6 選挙運動用電子メール送信者は、政治活動用電子メールの継続的な受信者であって、選挙運動用電子メール送信の通知に対し、返信しないよう求める通知をしなかったものに対し送信する場合には、以下の事実を証する記録を保存しておかなければならない。</p> <p>(1) 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと。</p> <p>(2) 継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること。</p> <p>(3) 選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと。</p> <p>7 電子メールを利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布する者は、当該文書図画に次の事項を正しく表示しなければならない。</p> <p>(1) 選挙運動用電子メールである旨</p> <p>(2) 選挙運動用電子メール送信者の氏名・名称</p> <p>(3) 選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨</p> <p>(4) 送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先</p> <p>8 告示日から選挙期日までの間、電子メールを利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者は、当該文書図画に次の事項を正しく表示するようにならなければならない。</p> <p>(1) 頒布者の電子メールアドレス</p> <p>(2) 頒布者の氏名・名称</p>	<p>法142の4⑤</p> <p>法142の4④</p> <p>法142の4④</p> <p>法142の4⑥</p> <p>法142の5②</p>
選挙運動のための有料インターネット広告	<p>1 以下の有料インターネット広告は禁止されている。</p> <p>(1) 候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項を表示した選挙運動用有料インターネット広告</p> <p>(2) (1)の禁止を免れる行為としてなされる、候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項を表示した、選挙運動期間中の有料インターネット広告</p> <p>(3) 候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項が表示されていない広告であって、選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした、選挙運動期間中の有料インターネット広告</p> <p>2 確認団体については、56頁参照</p>	法142の6

項 目	内 容	根拠法令
<p>掲示することができる文書図画</p>	<p>1 選挙運動のために使用する文書図画は、次のもの以外は掲示することができない。</p> <p>(1) 選挙事務所を表示するためにその場所において使用できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ポスター } 大きさは縦350cm, 横100cm以内</li> <li>② 立札 } 数は通じて3以内</li> <li>③ 看板の類 }</li> <li>④ ちょうちん 大きさは高さ85cm, 直径45cm以内 数は1個のみ</li> </ul> <p>(2) 選挙運動用自動車又は船舶に取り付けて使用できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ポスター } 大きさは縦273cm, 横73cm以内</li> <li>② 立札 } 数は制限なし</li> <li>③ 看板の類 }</li> <li>④ ちょうちん 大きさは高さ85cm, 直径45cm以内 数は1個のみ</li> </ul> <p>(3) 候補者が使用するタスキ, 胸章, 腕章の類</p> <p>(4) 個人演説会場で, その演説会開催中可以使用できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 会場外 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ポスター } 大きさは縦273cm, 横73cm以内</li> <li>○立札 } 数は通じて2以内</li> <li>○看板の類 }</li> </ul> </li> <li>② 会場内 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ポスター } 大きさは縦273cm, 横73cm以内 (屋内の演説会場内は制限なし)</li> <li>○立札 } 数の制限なし</li> <li>○看板の類 }</li> </ul> </li> <li>③ ちょうちん 大きさは高さ85cm, 直径45cm以内 数は会場内外を通じて1個のみ</li> </ul> <p>また, ①, ②及び③の文書図画には, その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。</p> <p>(5) 屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類。</p> <p>(6) 選挙運動用ポスターは掲示板ごとに各1枚を掲示できる。大きさは長さ42cm, 幅30cm以内</p> <p>2 アドバルーン, ネオン・サイン又は電光による表示, スライド映写の類は, 屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類を除き, 禁止される。</p> <p>3 1の(1), (6)の文書図画は, 選挙の当日も掲示しておくことができる</p> <p>4 1の(1), (2)又は(4)の文書図画は, 選挙事務所を廃止した時, 自動車, 船舶の使用をやめたとき, 又は個人演説会が終了したときは, 直ちに撤去しなければならない。</p>	<p>法143①, ⑦ ⑨, ⑩</p> <p>法143①, ⑨ ⑩</p> <p>法143①</p> <p>法143①, ⑧ ⑨, ⑩</p> <p>令110</p> <p>法143①</p> <p>法143①, ④ 法144④</p> <p>法143②</p> <p>法143⑤, ⑥</p> <p>法143の2</p>

項 目	内 容	根拠法令
選挙運動用ポスター	<p>1 ポスターは、選挙管理委員会が設置する公営ポスター掲示場以外に掲示することはできない。</p> <p>2 ポスターの大きさは、長さ42cm、幅30cmを超えてはならない。</p> <p>3 色彩、記載内容には制限はない。ただし、その内容が犯罪を構成する場合には、それぞれの法律の処罰の対象となる。</p> <p>4 ポスターにはその表面に掲示責任者の氏名及び住所、印刷者の氏名（法人は名称）及び住所を記載しなければならない。</p>	<p>法143④</p> <p>法144④</p> <p>法144⑤</p>
ポスター掲示場	<p>1 1投票区につき原則として5～10箇所設置されている。</p> <p>2 掲示場は区画されており、その区画に右上から一連番号が付されている。</p> <p>3 候補者は、立候補届出順位の番号と同一の番号を表示した区画に、選挙運動用ポスター1枚を掲示することができる。</p> <p>4 1区画の大きさは、おおむね縦横42cmとして作製されている。</p> <p>5 掲示することができる期間は、4月14日から4月20日までである。なお、この期間中に掲示したポスターは、選挙当日も掲示しておくことができる。 また、選挙当日（4月21日）以外は貼りかえることができる。</p> <p>6 ポスター掲示場設置場所一覧及び図面は、予備審査時に一括交付する予定である。</p>	<p>法144の2⑨</p> <p>市規24</p> <p>法143④</p> <p>市規25</p> <p>法144の2⑥</p> <p>法129</p> <p>法143⑥</p>
新聞広告	<p>1 選挙運動期間中、候補者は有料で2回に限り選挙に関して新聞広告ができる。</p> <p>2 候補者は、広告しようとする新聞社へ選挙長が発行した新聞広告掲載証明書を提出して申込みをしなければならない。</p> <p>3 1回の広告の大きさは横9.6cm、縦2段組以内である。</p> <p>4 広告の内容は自由である。ただし、その内容が犯罪を構成する場合には、それぞれの法律の処罰の対象となる。</p> <p>5 広告する場所は、記事下に限られ、色刷りは認められない。</p> <p>6 2人以上共同して広告するときも、大きさは1人分の大きさに制限され、回数はそれぞれの候補者につき1回と計算される。</p>	<p>法149④</p> <p>規19①</p> <p>規19⑤</p>
個人演説会	<p>1 主催者は候補者に限られるが、演説は候補者以外のものでもできる。</p> <p>2 公営施設を使用して行う演説会は、開催期日前2日までに文書で選挙管理委員会に申し出なければならない。 公営施設とは ①学校及び社会教育法上の公民館 ②地方公共団体の管理する公会堂 ③選挙管理委員会の指定する施設</p>	<p>法161, 161の2, 162②</p> <p>法163</p> <p>法161①</p>

項 目	内 容	根拠法令				
	<p>3 公営施設を使用して行う演説会開催申出の用紙は選挙管理委員会が交付したものを使用すること。</p> <p>4 公営施設使用の場合、候補者1人につき同一施設1回に限り無料である。</p> <p>5 上記施設の使用時間は、1回について5時間を超えてはならない。</p> <p>6 録音盤又は録音テープを使用して演説することもできる。</p> <p>7 公営施設以外の施設を使用する場合は、申出は要しない。任意にその施設の管理者の承諾を得て行うことができる。</p> <p>8 48頁「掲示することができる文書図画」1(4)を参照のこと</p>	<p>令112①</p> <p>法164</p> <p>令112③</p> <p>法164の4</p> <p>法161の2</p>				
街頭演説	<p>1 演説者がその場所にとどまり、選挙管理委員会が交付する標旗（交付数は1）を掲げてする場合に限られる。</p> <p>2 街頭演説のための選挙運動に従事する者は15人以内で、選挙管理委員会が交付する街頭演説用の腕章又は乗車・船用の腕章を着用していなければならない。</p> <p style="margin-left: 40px;">腕章の交付数は</p> <table style="margin-left: 80px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">街頭演説用</td> <td style="padding-left: 10px;">11</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">乗車・船用</td> <td style="padding-left: 10px;">4</td> </tr> </table> <p>3 街頭演説をすることができる時間は、午前8時から午後8時までに限られている。</p> <p style="margin-left: 40px;">また、学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏の保持に努めなければならない。</p> <p>4 録音盤又は録音テープを使用して演説することもできる。</p>	街頭演説用	11	乗車・船用	4	<p>法164の5</p> <p>市規17</p> <p>法164の7</p> <p>市規16, 18</p> <p>法164の6</p> <p>法164の4</p>
街頭演説用	11					
乗車・船用	4					
連呼行為	<p>1 連呼行為は次の場合に限り許される。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 個人演説会場の場所である場合</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 街頭演説（演説を含む。）の場所である場合</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 選挙運動用自動車又は船舶の上である場合（午前8時から午後8時までの間に限る。）</p> <p>2 学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏の保持に努めなければならない。</p>	<p>法140の2①</p> <p>法140の2②</p>				
演説・連呼行為禁止の場所	<p>次の場所では、公営施設使用の個人演説会のほかは演説及び連呼行為を行うことができない。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 国、地方公共団体の所有し又は管理する建物（公営住宅を除く）</p> <p style="margin-left: 20px;">② 汽車、電車、バス、船舶（選挙運動用は除く。）</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 病院、診療所その他の療養施設</p>	<p>法166</p>				
選挙公報	<p>1 公営により1回発行する。</p> <p>2 選挙公報は候補者が提出した原稿をそのまま写真製版により印刷する。</p> <p>3 原稿は、あらかじめ選挙管理委員会が交付した選挙公報掲載文原稿用紙に黒色の色素により書かなければならない。（水性のサインペンは避けること。）</p>	<p>法172の2</p> <p>公報条2, 3</p> <p>市規40</p> <p>市規35</p>				



項 目	内 容	根拠法令
	<p>4 掲載申請は、原稿及び候補者の写真とともに4月14日午後5時までに選挙管理委員会へ提出しなければならない。</p> <p>5 原稿は1通、写真は上半身手札型(約8cm×10.5cm)で同一のもの2葉を提出しなければならない。(いわゆるスピード写真やポラロイドカメラ等による写真は製版できない。)</p> <p>6 選挙公報に掲載文を掲載する順序を定めるくじは、4月14日午後5時30分から選挙管理委員会(市役所内)で行う。</p> <p>7 選挙公報は、遅くとも4月19日までに各世帯に配布する。</p> <p>8 法第100条第4項により投票を行う必要がなくなった場合は、選挙公報は発行しない。</p> <p>9 原稿記載上の詳細については、第2部「選挙公報掲載文原稿記載上の注意」を参照のこと。</p>	<p>公報条3 市規34② 公報条3 市規34① 市規39 公報条5 公報条6</p>
選挙運動で禁止される行為	<p>1 選挙運動のために戸別訪問をすることは禁止される。</p> <p>2 いかなる方法をもってするを問わず、戸別に演説会の開催の周知又は候補者の氏名等をいい歩く行為も禁止される。</p> <p>3 選挙運動のため、自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等により氣勢を張る行為は禁止される。</p> <p>4 選挙運動のために、休憩所その他これに類似する設備を設けることはできない。</p>	<p>法138① 法138② 法140 法133</p>
選挙運動が制限される者	<p>1 選挙事務関係者及び裁判官、警察官、収税官吏等の特定公務員は選挙運動をすることができない。</p> <p>2 不在者投票管理者は、不在者投票に関してその業務上の地位を利用して選挙運動をすることができない。</p> <p>3 公務員等(国家公務員、地方公務員で一般職たると特別職たるとを問わずすべての公務員をはじめ、独立行政法人等の役職員等をいう。)は、その地位を利用して選挙運動をすることはできない。また、一般職の公務員は、公務員法上の制限も受ける。</p> <p>4 教育者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。また、公立学校の教職員は、公務員法上の制限も受ける。</p> <p>5 満18歳未満の者、選挙犯罪者等は、選挙運動をすることができない。</p>	<p>法135①, 136 法135② 法136の2 法137 法137の2, 137の3</p>
飲食物の提供	<p>1 何人も、選挙運動に関し、湯茶及び通常用いられる程度の菓子以外の飲食物は提供できない。</p> <p>2 選挙運動の期間中に限り選挙運動に従事するもの及び労働者に対してのみ、315食の範囲内で弁当を支給することができる。 ただし、選挙事務所で食事をするため又は運動員等が携行するため選挙事務所において支給する場合に限る。</p> <p>3 前記の弁当料は、1食につき1,000円以内、1人1日につき3,000円以内である。</p>	<p>法139 法139 令109の2 市規51</p>

項 目	内 容	根拠法令
選挙運動に従事する者等に対する実費弁償及び報酬の支給	<p>1 選挙運動に従事する者には実費弁償を支給することができる。ただし、3の届出事務員等及び労務者以外の者には報酬を支給することができない。</p> <p>2 選挙運動のために使用する労務者には、報酬及び実費弁償を支給することができる。</p> <p>3 選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上において選挙運動のために使用する者（車上運動員）、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者については、立候補届出の日から4月20日までの間に限り、市長選挙にあつては1日12人以内、市議会議員選挙にあつては1日9人以内で使用前に文書で選挙管理委員会に届け出た者に限り報酬を支給することができる。</p> <p>4 3の届出事務員等は、期間を通じて市長選挙にあつては60人以内、市議会議員選挙にあつては45人以内の員数に限り、異なる者を届け出ることができる。</p> <p>5 実費弁償及び報酬の額は、市規程で定められており、基準以上に支給することはできない。（基準額は第1部の「届出関係参考事項」P.26）</p>	法197の2 令129 市規51

## 第4部 政治活動參考事項



項 目	内 容	根拠法令
規制される団体	政党およびその他の政治活動を行う団体 (以下「政治団体等」という。)	法201の9①
規制される区域	芦屋市の区域	法201の9①
規制される期間	4月14日(告示日)から4月21日(選挙期日)まで	法201の9①
規制される政治活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 政談演説会の開催</li> <li>2 街頭政談演説会の開催</li> <li>3 ポスターの掲示</li> <li>4 立札, 看板の類の掲示(政治団体等の本部又は支部の事務所において掲示するものを除く。)</li> <li>5 ビラ(これに類する文書図画を含む。)の頒布 (注) 政治団体等のシンボルマークを表示するものの掲示又は頒布は, 3, 4, 5の掲示又は頒布とみなされる。</li> <li>6 宣伝告知(政治団体等の発行する新聞紙, 雑誌, 書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む。)のための自動車及び拡声機の使用</li> <li>7 連呼行為</li> <li>8 掲示又は頒布する文書図画(新聞紙, 雑誌を除く。)における候補者の氏名又は氏名類推事項の記載</li> <li>9 公共施設(公営住宅等を除く。)における文書図画(新聞紙, 雑誌を除く。)の頒布(郵便等又は新聞折込みの方法による頒布を除く。)</li> <li>10 機関紙誌における選挙に関する報道評論の掲載</li> </ol>	<p>法201の9①</p> <p>法201の13</p> <p>法201の15</p>
規 制 の 解 除	前項により規制された政治活動を <b>確認団体が行う場合には</b> , 前項の8を除き, 10については4月14日から4月21日まで, <b>他については4月14日から4月20日まで</b> 一定の制限のもとに規制が解除される。	法201の9①
選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去	4月14日(告示日)の前に政治団体等の政治活動用ポスターを掲示した者は, 当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が候補者になったときには, 当該候補者となった日のうちに当該ポスターを撤去しなければならない。	法201の14
確認団体の意義	<p>政党その他の政治団体で, 市長選挙の所属候補者又は支援候補者(以下「候補者」と総称する。)を有し, かつ, 選挙管理委員会の確認を受けたものをいう。</p> <p>(注) 1 所属候補者とは, 立候補の際, 当該政治団体に所属する旨の届出をしたもの(候補者届出の際それぞれの政治団体の証明書を添付してあるもの。)をいう。</p> <p>2 支援候補者とは, 立候補届にいずれの政治団体にも所属しないものとして届出され, 当該政治団体が推薦し, 支持するものをいう。</p>	法201の9① ③

項 目	内 容	根拠法令
確認団体申請手続等	<p>1 確認申請書に市長選挙の所属候補者(支援候補者)の氏名及び立候補届出年月日等を記載し、選挙管理委員会に申請する。(支援候補者の場合は本人の同意書を添付すること。)</p> <p>なお、国会に議席を有している政党以外の政党その他の政治団体にあつては、上記の申請書のほか、次のものを添付しなければならない。</p> <p>(1) 綱 領 (2) 規 約 (3) 役員名簿 (4) 最近の予算書 (5) 政治資金規正法第6条の規定による届出書の写し</p> <p>2 選挙管理委員会は、審査の結果、所定の要件を満たす政党その他の政治団体であると認めるときは、次のものを交付する。</p> <p>(1) 確認書 1 通 (2) 政治活動用自動車の表示 1 台分 (3) 政治活動用ポスター証紙交付用 1 枚</p>	<p>法201の9③ 令129の4②</p> <p>市規52, 53, 54</p>
政 談 演 説 会	<p>1 4月14日から4月20日までの間、<b>2回</b>開催することができる。</p> <p>2 <b>事前に政談演説会開催届を選挙管理委員会に提出</b>しなければならない。届出書の様式はあらかじめ選挙管理委員会から交付する。</p> <p>3 演説会告知のため、<b>1演説会について5以内の立札及び看板の類</b>を使用することができる。(選挙管理委員会の交付する<b>政談演説会告知用立札看板の類の証</b>を貼付しなければならない。)</p> <p>4 政策の普及宣伝のほか、<b>従として候補者の推薦、支持その他選挙運動のための演説</b>をもすることができる。</p> <p>5 他の選挙の投票当日には、開催場所及び時間に<b>一定の制限</b>がある。</p>	<p>法201の9①</p> <p>法201の11② 令129の5② 市規54</p> <p>法201の9① 法201の11⑧ 市規55</p> <p>法201の11①</p> <p>法201の12②</p>
街 頭 政 談 演 説	<p>1 4月14日から4月20日までの間、<b>停止した政治活動用自動車</b>の車上及びその周辺において開催することができる。回数制限はない。</p> <p>2 開催できる時間は、<b>午前8時から午後8時まで</b>である。</p> <p>3 政策の普及宣伝のほか、<b>従として候補者の推薦、支持その他選挙運動のための演説</b>をもすることができる。</p> <p>4 演説の場所においては、<b>連呼</b>をすることができる。</p> <p>5 <b>学校、病院、診療所その他の療養施設周辺においては、静穏の保持に努めなければならない。</b></p> <p>6 他の選挙の投票当日には、開催場所及び時間に<b>一定の制限</b>がある。</p> <p>7 街頭政談演説をする者は、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めなければならない。</p>	<p>法201の9①</p> <p>法201の12①</p> <p>法201の11①</p> <p>法201の13①</p> <p>法201の13②</p> <p>法201の12②</p> <p>法201の12③</p>

項 目	内 容	根拠法令
政治活動用自動車	<p>1 政策の普及宣伝及び演説の告知のための政治活動用自動車を使用できる台数は、政党その他の政治団体の本部及び支部を通じて1台で、車種の制限はない。</p> <p>2 使用中は、選挙管理委員会の交付した表示を常時掲げなければならない。</p> <p>3 乗車人員に制限はないが、交通法規に従わなければならない。</p> <p>4 自動車に立札、看板の類を取り付けて使用することができる。</p>	<p>法201の9①</p> <p>法201の11③ 市規53</p> <p>法201の9①</p>
拡 声 機	<p>政策の普及宣伝及び演説の告知のための拡声機は、次の場合のみ使用できる。</p> <p>(1) 政談演説会の会場</p> <p>(2) 街頭政談演説（政談演説を含む。）の場所</p> <p>(3) 政治活動用自動車の車上</p>	法201の9①
政治活動用ポスター	<p>1 規格は長さ85cm、幅60cm 以内であり、1,000枚以内を掲示することができる。</p> <p>2 ポスターには、その表面に当該政党その他の政治団体の名称、掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）、住所を記載しなければならない。</p> <p>3 記載内容は、政治活動のほか、候補者の選挙運動にわたる内容も記載することができる。ただし、候補者の氏名又は氏名が類推される事項は記載できない。</p> <p>4 ポスターには、選挙管理委員会が交付する証紙を貼付しなければならない。</p> <p>5 証紙の交付を受けようとするときには、「ポスター証紙交付申請書」にポスターの見本1枚を添え、選挙管理委員会に提出すること。</p> <p>6 国、地方公共団体等の公共施設及び不在者投票管理者の管理する投票記載所には貼付できない。</p> <p>7 他人の物件に掲示するときには、承諾を得なければならない。</p> <p>8 4月20日までに掲示したポスターは、4月21日（選挙の当日）も掲示しておくことができる。</p>	<p>法201の9①</p> <p>法201の11⑤</p> <p>法201の9②</p> <p>法201の11④</p> <p>市規58</p> <p>法201の11⑥</p> <p>法201の11⑥</p> <p>法201の11⑦</p>
立札看板の類の 掲 示	<p>1 政談演説会告知のために使用するものについては、一の政談演説会ごとに立札及び看板の類を通じて5以内掲示することができる。（選挙管理委員会の交付する政談演説会告知用立札看板の類の証を貼付しなければならない。）</p> <p>2 政談演説会場内で使用するものについては、数の制限はない。</p> <p>3 政治活動用自動車に取り付けて使用することができる。</p> <p>4 1の看板等には、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。</p> <p>5 国、地方公共団体の所有、管理するものには掲示できない。ただし、これらの施設が政談演説会場であるときは、開催当日に限り差し支えない。</p> <p>6 演説会が終了したとき又は政治活動用自動車の使用をやめたときは、直ちに撤去しなければならない。</p>	<p>法201の9①</p> <p>法201の11⑧ 市規55</p> <p>法201の9①</p> <p>法201の11⑨</p> <p>法201の11⑥ 規31の3</p> <p>法201の11⑩</p>

項 目	内 容	根拠法令
ビラ(これに類する文書図画を含む)の頒布	<p>1 頒布できるが<b>散布はできない</b>。頒布できるのは、4月14日から4月20日までで、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た<b>2種類以内のものに限られる</b>。ビラの枚数には制限がない。</p> <p>2 記載内容は、政治活動のほか候補者の選挙運動のためにも使用できるが、<b>候補者の氏名又は氏名が類推できる事項は記載できない</b>。</p> <p>3 ビラには、その表面に<b>当該政党その他の政治団体の名称、市長選挙の政治活動用のビラである旨を表示する記号を記載しなければならない</b>。 (例) ○○党芦屋市長選挙法定ビラ第1号</p>	<p>法201の9①</p> <p>法201の9②</p> <p>法201の11⑤</p>
連 呼 行 為	<p>1 連呼行為が許されるのは、次の場合に限られる。 (1) 政談演説会の会場である場合 (2) 街頭政談演説の場所においてする場合 (3) 午前8時から午後8時までの間で、政治活動用自動車の上である場合</p> <p>2 連呼は<b>政治活動のためのものに限られ、選挙運動にわたる連呼はできない</b>。</p> <p>3 学校、病院、診療所その他の療養施設周辺においては、<b>静穏の保持に努めなければならない</b>。</p>	<p>法201の13①</p> <p>法201の13②</p>
<p>掲示又は頒布する文書図画(新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を利用する方法により頒布されるものを除く。)</p> <p>における特定候補者の氏名等の記載</p>	<p>1 政治活動として頒布又は掲示する一切の文書図画(新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を利用する方法により頒布されるものを除く。)に候補者の氏名又はその氏名が類推される事項を記載することができない。</p> <p>2 確認団体、非確認団体を問わず、すべての政治団体等が規制の対象となる。</p> <p>3 市長選挙に限らず、すべての選挙について告示の日から選挙の当日まで禁止される。</p>	<p>法201の13①</p>
確認団体による政治活動用インターネット有料広告	<p>確認団体については、4月14日から4月20日までの間、当該確認団体の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした有料インターネット広告(候補者・当該確認団の氏名・名称又はこれらの類推事項を表示した選挙運動用有料インターネット広告を除く。)が認められる。</p>	<p>法142の6④</p>



項 目	内 容	根拠法令
機関紙誌における選挙に関する報道評論	<p>1 4月14日から4月21日までの間、政党その他の政治団体の発行する新聞紙及び雑誌については、次の条件のすべてに該当するもの以外は、選挙に関する報道評論を掲載することができない。</p> <p>(1) 確認団体の発行するもの</p> <p>(2) 本部で直接発行するもの</p> <p>(3) 通常の方法で頒布するもの</p> <p>(4) あらかじめ委員会に届け出たもの（新聞紙、雑誌各1に限る）</p> <p>2 1の条件を具備したものでも、号外・臨時号・増刊号その他の臨時に発行するものには、選挙に関する報道評論を掲載して頒布することはできない。</p> <p>3 届出の前日までに引き続き6月以上発行されている機関紙誌については、通常の方法（選挙の告示日前6月間において平常行われていた方法をいい、その間に行われた臨時又は特別の方法を含まない。）で頒布することができる。</p> <p>4 上記1の条件を有する新聞紙又は雑誌で引き続き発行されている期間が届出の際までに6月に満たないものについては、政談演説会の会場においてのみ頒布できる。</p> <p>5 届出書には、新聞紙又は雑誌の名称、編集人及び発行人の氏名、創刊年月日、発行方法及びに引き続いて発行されている期間等を記載しなければならない。</p> <p>6 号外・臨時号等で選挙に関する報道評論を掲載していないものについても候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項が記載されているときは、当該候補者の選挙区内では頒布できない。</p> <p>7 一般の新聞紙又は雑誌については、法第148条第3項の適格紙誌以外は、選挙に関する報道評論をすることができない。</p>	<p>法201の15①</p> <p>法201の15①</p> <p>法201の15①</p> <p>法201の15①</p> <p>法201の15② 令129の7</p> <p>法201の15③</p> <p>法148</p>
公共施設における文書図画の頒布	<p>国，地方公共団体が所有し又は管理する建物（公営住宅等を除く。）において文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）を頒布（郵便等又は新聞折込みの方法による頒布を除く。）することはできない。（政談演説会場内を除く。）</p>	<p>法201の13①</p>



## 第5部 資料



(資料)

## 個人演説会指定施設一覧表

施設名	所在地	電話
芦屋市民会館	芦屋市業平町8番24号	31-4995
芦屋市立打出集会所	芦屋市大東町17番3号	23-2329
芦屋市立翠ヶ丘集会所	芦屋市翠ヶ丘町9番15号	22-2475
芦屋市立竹園集会所	芦屋市竹園町5番6号	22-2484
芦屋市立前田集会所	芦屋市前田町8番17号	23-3899
芦屋市立朝日ヶ丘集会所	芦屋市朝日ヶ丘町30番9号	23-4896
芦屋市立春日集会所	芦屋市春日町13番17号	32-5377
芦屋市立潮見集会所	芦屋市潮見町7番1号	32-4359
芦屋市立浜風集会所	芦屋市浜風町3番2号	38-0960
芦屋市立奥池集会所	芦屋市奥池町34番4号	32-0763
芦屋市立西藏集会所	芦屋市西藏町11番16号	32-0764
芦屋市立大原集会所	芦屋市大原町20番2号	38-7782
芦屋市立茶屋集会所	芦屋市茶屋之町8番20号	32-1232
芦屋市福祉センター	芦屋市呉川町14番9号	31-0612



芦屋市選挙管理委員会

芦屋市精道町 7 番 6 号

電話(代表)31-2121 内線 4162

(直通)38-2100

E-mail: [senkan@city.ashiya.lg.jp](mailto:senkan@city.ashiya.lg.jp)